

大正十四年三月

史蹟名勝天然紀念物調查報告書

第一輯

福岡縣

覆刻にあたりて

『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書』は、大正十四年（一九二五年）第一輯に始まって、昭和十九年（一九四四年）第十五輯までが出版されました。これらの報告書の執筆者は、いずれも当時の県嘱託や調査委員であり、その郷土の文化財についての真摯な調査研究の成果が、この報告書の内容となっているのであります。それらは今日の本県文化財保護行政の土台をなしているというも過言ではありません。

思いますれば戦災などによって、このように貴重な報告書が揃って保存されているところは、現在では、案外に少ないのではないのでしょうか。実は、発行当局である県教育委員会自体でさえもが、完本の整備に苦心している有様なのです。本刊行会は、このような実情にかんがみまして、今回、これらの報告書の覆刻を企図いたし、第一輯から逐次印刷に附して、普ねく会員諸彦に頒布し、久しい間の御要望に副うことといたしました。ひとえに大方の御理解と御協賛をお願いいたします。

昭和四十二年五月三十一日

福岡県文化財資料集刊行会会長

福岡県文化財専門委員

筑 紫

豊

凡 例

- 一、本書ハ縣内ニ於ケル史蹟中、古墳ノ部ニ屬スルモノヲ彙類蒐録シタルモノニシテ、就中既ニ湮滅シタル古墳ノ遺品ヲ後世ニ傳ヘ且ツ古墳ノ知識ヲ普及スルノ主趣ヲモ加ヘテ編シタレハ普通ノ報告書ト稍其體裁ヲ異ニセリ
- 一、本書ハ本縣古墳ノ主要ナルモノ全部ヲ網羅シ盡セルモノニアラズ、又本記事モ再調ヲ重ヌルニ於テ補正ヲ要スルモノアルベク、加フルニ後來新發見ノ事實ヲモ生ズベキニヨリ次輯以下ニ於テ追加ヲナスコトアルベシ
- 一、本記事ハ其調査ノ時期多クハ舊度量衡ヲ用フルノ際ナリシヲ以テ全部舊法ニヨツテ記載スルコト、セリ
- 一、本書ノ編纂ハ本縣囑託島田寅次郎主トシテ之ニ當リ醫學博士中山平次郎氏ヲ初メ合屋武城、黒岩萬次郎、柳市太郎、石井眞太郎、石橋爲次、恒屋一誠、上瀧滿次郎、柴田喜八、三角茂等諸氏ノ助力ヲ得シコト少カラズ

大正十四年三月

史蹟名勝天然紀念物調査報告書

第一輯 目次

第一 大甕 合口甕……………一

(イ) 伯立祠の合口甕……………一

(ロ) 合口甕につきての研究……………二

(ハ) 吉井松原及び芥屋の合口甕……………四

(ニ) 栗山の石蓋ある大甕……………六

(ホ) 大甕埋没の地名表……………六

第二 銅銚銅劍及其鎔範……………八

(イ) 地祿天神社の銅銚銅劍……………八

(ロ) 皇石神社の銅劍……………一〇

(ハ) 須玖岡本の辻より出たる銅銚……………一〇

(ニ) 細石神社の銅銚銅劍其他……………一二

(ホ) 銅銚銅劍發見地名表……………一三

(ヘ)	熊野神社銅鉾の鎔範	一六
(ト)	行藏院銅劍の鎔範	一六
(チ)	鎔範發見地名表	一七

第三 箱式組合せ石棺

(イ)	藤崎の石棺	一八
(ロ)	五島山の石棺	一九
(ハ)	龜山神社の石棺吉田の石棺	二〇
(ニ)	織幡神社の石棺	二二

第四 石室古墳

(甲)	石人あるもの	二三
(イ)	一條の石人山古墳	二四
(ロ)	吉田の岩戸山古墳	二七
	附 福島公園、福島正福寺の石人石馬	
(ハ)	上楠田の石神山古墳	三四

	(乙)	石室内に裝飾あるもの.....	三八
	(イ)	楠名重定古墳.....	三九
	(ロ)	塚花塚古墳.....	四一
	(ハ)	日ノ岡、月ノ岡古墳.....	四二
	(ニ)	富永古墳.....	四七
	(ホ)	乗場古墳.....	五〇
	(ヘ)	吉木下馬場古墳.....	五二
		附 托間田、草野、知徳地方の古墳	
	(丙)	彫刻あるもの.....	五四
	(イ)	上津荒木浦山古墳.....	五四
	(ロ)	日輪寺古墳.....	五七
	(丁)	由緒ありと思はるる古墳.....	六〇
	(イ)	與原古墳.....	六一
	(ロ)	石塚山古墳.....	六五
	(ハ)	丸隈山古墳.....	六八

史蹟名勝天然紀念物調査報告書

第一 大甕 合口甕

本縣内、筑前ノ北部ヨリ南筑後地方ニ至ル水村山郭ノ間ニハ、合セ甕ト稱シ二箇ノ大甕ノ口縁ヲ合セテ棺ニ代用スル一種ノ葬法ノ行ハレタル遺蹟ノ存在セルコトハ、考古學者ノ夙ニ注意セシ所ナリ。
斯ル合口甕ノ使用時代ハ、人類ガ原始的ノ生活ノ時代ヨリ文化ノ第一歩ヲ踏出シタル金石併用時代ニ關係アルモノナルコトハ遺蹟研究ノ結果ニヨリテ殆ド疑ナキ事實ニシテ、一般人類ガ進化ノ順路ヲ通過セルモノナルニ係ラズ、本合口甕式ノ遺蹟ノ特ニ本縣ニ濃厚ニシテ他府縣ニ稀有ノモノナルハ、上代ニ於ケル或時期ノ文化的地方相トシテ、學界ニ興味アル問題ヲ提出セルモノト云フベシ。

(1) 伯玄祠の合口甕

一、所在地 筑紫郡春日村大字小倉字ハタ俗稱伯玄山、五五四番地(原野)、五五五番地(山林)、五五六番地(山林) 省線雜餉隈驛より西南約八丁

一、現狀 小高き丘上に伯玄神社あり、石階前、右方の道路に沿ふて大甕の崖壁面に破壊のまゝ露出せるもの、或は一箇、或は五箇、十間位を隔てゝ八箇所あり、(大正十三年十二月調査) 第一圖は同地の合口甕を半ば發掘して寫したるものにして、甲甕は埋れたるまゝ、其口端を前方に現はし、乙甕は其周圍の土を發掘して其全形を現はしたるものにて、半身破壊せられて内部には破片土塊等埋めらる。

甲甕の上部の直徑二尺五寸、縁の上幅二寸、乙甕の直徑二尺二寸、縁の上幅一寸八分にして甲乙僅かに其兩縁を吻合せしめたり、其合せ目には極めて軟韌質の粘土にて其周邊を塞き

あり。

甲甕の内長は三尺七寸、乙甕は二尺八寸合せて内部の總長六尺五寸に及ぶ。合口甕の屍體を容るゝ棺に使用せられたるは疑なかるべきも骸骨の殘存せるもの甚だ稀なり、これ多年の間に骸骨の分解作用を促進したる結果と考定せらる。本甕の内部六尺五寸なるは優に臥位のまゝ葬りたるものなるべく、骨片副葬品等の見るべきものなし。

第一圖の棺は水平の位置に埋め、北西の方向をとれるが、伯立山にある他の棺中には稍斜に埋もれたるものあり、これ頭首を高くするためなるべくも總て寢棺たるは同一なるべし。方位につきては一定の規定なきが如きも、概して該丘に對し放射狀を爲せる傾あり。又棺の大小形狀も稍區々なり。

伯立山の附近小字村中、俗稱捨子山(二三七八番の一と一三九一の二迄)及び藤波俗稱豆塚にも甕棺多く、丘壁の面に甕の半ば破壊されて、其内部を露出せる三四の甕を縣道より眺め得べし。

小倉の隣り部落に須玖あり、往時桑園の開墾に際して、一反歩の面積より約四十ヶの大甕を掘出したる事ありしと云へり。

(口) 合口甕につきての研究

合口甕の金石併用時代の物なる事を斷定せしは、九州帝國大學教授中山醫學博士にして博士の調査(考古學雜誌第十一卷の二、四號)によれば、甕棺の最も多き地方は、九州北部就中糸島、早良、粕屋、筑紫の各郡を最とし、朝倉、三井、三瀬、浮羽、八女、山門地方に及び其ヶ所を擧ぐれば百ヶ所以上

に達すべしと

左に其の調査の一斑を概括すれば

- 一、現今發掘せらるゝ大甕は赤褐色の素焼にして、多くは二ヶの甕の口を合せて使用し、稀には單甕を用ひるものあれども其例殆ど少し(早良筑紫に各一ヶの例あり)
- 一、合口甕に大小あるは、大人と小人との差によるものゝ如し、但し屈葬の風ありしやも知るべからず。
- 一、合口甕若くは單甕は水平若くは四十五度以内の傾斜を附し、寢棺として埋没せらる、傾斜の理由は屍體の頭首を上に向けたるにあらずやと推定す。(四十五度以上のものは唯一ヶを見たるに過すと中山博士は云へり)
- 一、合せ口には之を密接せしむる爲、目ばかりの意味にて粘土其他のものを特に使用して其接合を緊密ならしめ居れり
- 一、甕棺内には時としては空虚のものあれども甕の破損せる爲、土壤の陥入せるものを多しとす、骨片若くは骨の分解せられたりと思はるゝ粉末を土に混せるを見る事あり。白骨又は頭骨ありしと記録せる書類あれども明確ならず。
- 一、甕棺内には副葬品として普通何物をも有せざるも、稀に朱を混じ、又銅鉾銅劍其他貴品の收めらるゝことあり、又此甕器所在の附近には、彌生式土器、齋瓮等の伴へるは確實にして、又石斧、石鏃、石匏丁、石錘、石錐、石屑等石器の發見せらるゝこと少からず。
- 一、大甕の外部には、其頸部及中央に一二條の帯を附せるものを多しとす、之は繩を縛し運搬用に便宜を與ふるにありと説くものあり、又胴に帯を廻らすは甕の強味を増す利ありとし、又

單に裝飾に過ぎずと云ふ説ありて一定せず。

一、甕の形狀大小は一樣ならず普通大甕と小甕とを併せ用ひしものゝ如し、其構造に少異あるは地方相を示すものなるべし。

一、甕は棺として製造せしものにあらず棺に轉用せしものならむ。

一、甕の底部より稍上方に孔を穿てるもの往々發見せらる其用途明かならず。

(ハ) 吉井松原の合口甕

左圖は、糸島郡福吉村大字吉井字松原畑より發掘したるものにて、縣道より十數間の距離を有する松原部落の裏手にして、大正十一年六月北九州鐵道工事に用ゆる土砂採取の際發見したるものにて、人骨の破片を有せるもの比較的多數なりき。同地は以前竹林なりしも、開墾せられて畑地となれり、隣地の田圃より高さ約八尺の高地にして、其面積廣く從來同様の甕を發掘したる事多く古代の墓地と思はる。

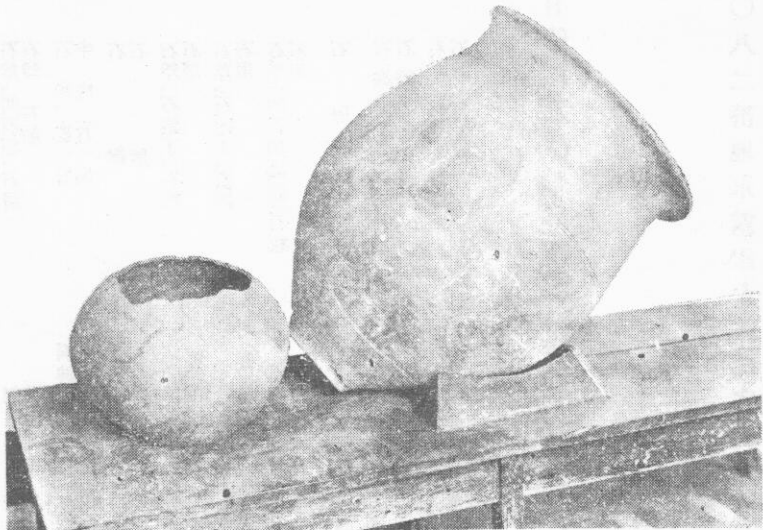
圖面大甕、小甕の上部直徑(一尺二寸五分) 口徑(七寸五分) 頸部廻り(三尺九寸) 胴廻り(六尺線四條) 底部直徑(三寸) 底部の上に共に孔を穿てり、高さ(二尺一寸五分) 本品は帝室博物館に納めあり。

糸島郡芥屋村出土の合口甕(福岡市博物館藏)をも附圖とせり。

左は中山博士調査の合口式大甕埋沒地表中の主なる箇所を抜記するものなり。



糸島郡吉井松原合窰



糸島郡芥屋の合窰

(二)

大甕

(二) 大甕埋没地及其遺物 (包は包含地 散は散列地)

地 名	大甕以外ノ窯器	石器及其關係遺物	金屬器及其關係遺物
糸島郡 新町及御床松原	彌生式包散	石斧、凹石類、石屑	劍?、貨泉、鐵器碎片
同 郡 三雲及井原	彌生式包散	石斧、石屑	鐵滓
早良郡 戸切	彌生式包散	半成、石屑	銅銚、銅劍、銚籠、鏡籠、勾玉、管玉、支那璧、刀劍類、鏝板ノ類、巴形銅器、朱
筑紫郡板付田端	彌生式包散	石屑	鐵 滓
同 郡須玖岡本	彌生式包散	石斧、石鏃丁、石杵	銅銚、銅劍、朱
糟屋郡 鹿部	彌生式包散	石斧、石鏃丁、石鏃	銅銚、銅劍、銚籠、鏡籠、白玉、管玉、小玉、鐵滓、朱
朝倉郡四三島及三井郡乙隈	彌生式包散	石斧、凹石類、磨製石板	銅 劍、朱
三井郡大板井	彌生式包散	石 屑	銅銚(發見部不明)
三潞郡高三潞及塚崎	彌生式包散	石鏃、石	劍?、鐵滓
八女郡岡山及龜甲	彌生式包散	石斧、石鏃丁、石鏃	銅劍、鐵滓、朱

中山博士の實查表示せられたる箇所は六十有餘に及びしが其後同博士の調査を繼續せられたる數は百ヶ所以上に達せりと云ふ。

(木) 石蓋をなせる大甕

一、所在地 朝倉郡福田村大字平塚字栗山一〇八二番地永露銀太郎氏宅地

朝倉軌道甘木停留所より西南約一里

一、發見品 本年一月二十八日、所有者が其宅地内に家屋新築のため地均工事を行へる際、合

口甕三組と石蓋付の大甕二ヶ(一ヶは其儘に埋めり)発見したるが、其甕内より貝の釧二十二ヶ、二連となりて骨片と共に存在せるを発見したるが、越て二月八日に至りて、破壊せる大甕中より更にクリス型の鐵劍を發見せり。

一、地勢

福田村は其大部は洪積層の臺地にして、其隣村立石村一ツ木(此地石棺多し)栗山、草水(ツツ)に至



朝倉郡栗山の鐵劍と釧

る一帯の地は、二間餘低地の沖積層の水田と相交錯し阿波式石棺と合口甕土棺と相連亘せる地域に屬す栗山は合口甕の最多く存在する土地として夙に著名なりしが今回異例の石蓋を發見したり。

大甕は口徑一尺九寸七分、縁幅二寸二分、底徑四寸二分、高三尺五寸、上部より一尺六寸五分の位置に突起帶あり、又六分を隔て、下方に第二帶

ありて胴の周圍を遶らせり、(胴の内部の最も廣き所は直徑二尺六寸あり又甕の上部より約七八寸の下方の周圍を計りしに八尺二寸ありたり)蓋石は立石村柿原に産する俗に柿原石と稱する扁平の割石にて、(綠泥片岩)三ヶを並べて蓋となし、青色の粘土を以て鄭重に目張をなせしと云ふ。第二圖(大甕の横に石蓋三枚其上に釧と劍を置く)

埋藏の狀況 大甕に石蓋をなし、水平面に對し三十五度位の角度を以て上部を東に向け傾

斜せしめ、地上約一尺五寸下に石蓋を見出せしと云ふ。

副葬品 甕は口縁に幾分かの缺損を受けたる外完全なり、内に土砂五六升、骨片三四ヶ相混

じ貝の釧相重れるもの二連相並ひて(小形より順次
大形に及ぶ)容れられたるを發見せり。實見者の意見に

よれば納棺の際釧を飾れる兩手を組合せて安置せしものならんと云へり、釧の大なるもの

直徑二寸九分幅八分小なるもの直徑二寸幅六分あり。(尺骨撓骨の細片及三稜骨一
ヶは明瞭に残存しありたり)

鐵劍は合口甕に容れられしか又は石蓋ありしものにかは不明なるも、彌生式土棺の破壊せ

し中より發見せられたるは事實とすべし。長一尺一寸、廣鋒にして兩刃銳利なりしもの、如

く幅一寸四分餘あり、袋部なく莖ありしもの、折損せりと認めらる、關の一方も缺損せるが

關に近く穿孔あり「クリス」型の鐵劍と思はる。

第二 銅銚 銅劍 其鎔範

銅銚銅劍ハ本縣内ニ於テ其發見頗ル多ク古來其名ヲ筑紫銚ト汎稱セラレタリ。殊ニ其鎔範ノ現存スルモノ少カラズシテ鑄口ノ焦レタル、
又ハ鎔範ノ發見地ヨリ炭屑ノ出テタル形跡アリトノ記録ノ如キハ以テ上世鑄造ノ行ハレタルヲ證スルニ足レリ。

銅銚銅劍ハ古社古祠ノ境内ヨリ發見セラル、コト多ク而モ本縣ニ於ケル著名ノ神社ニハ銅銚銅劍ノ神寶トシテ備ハザルモノ殆ト稀ナリ第
三圖ノ一二ハ官弊小社住吉神社ノ寶物ナリ、其出所ハ同社境内ヨリノ發見ナリト傳ヘラル、モ明確ナラズ

銅銚ハ其發見地ノ調査充分ナラズ、目下其明確ナルモノニケ所ニ過ギズシテ而モ一ハ箱式組合石棺内ヨリシ一ハ瓢形古墳内ノ石棺ヨリ出
土シテ嘗テ銅銚銅劍ト伴出セシコトヲ聞カザルハ奇トスベシ。又銅銚ノ一ヶヲモ發見セラレザルハ亦研究ノ材料タルベキモノナリ。

(1) 地祿天神社の銅銚銅劍

一、所在地 筑紫郡那珂村大字板付字田端六〇八番地、博多驛より東南約一里八丁、省線竹下

驛より東南約十八九丁

一、古記録 續風土記附録に地祿天神社、社内に貴船神、山神の石體、毘沙門、地藏の石佛あり云々
神社明細帳に無格社地祿神社、祭神埴安神、境内二百九十九坪、明治四十四年七月村社八幡宮
に合併

一、出土の狀況 大正五年三月神社を他へ合祀して其跡を水田となさんため土地の地下げを
なしたるに、同年八月地下四五尺の所より合甕を横に埋めたる口徑二尺深さ三尺餘の大甕
を數ヶ所より發見、破碎したるに其中朱を混じたる土中より銚と劍と六口、甕内に納めあ
りしを發見せり。但し該甕棺の配列、間隔、方向、及其銚劍の如何に伴出せしや等は人夫
のなしたる事とて、確かなる事は不明なりと云ふ。本甕は土棺にて銅劍の副葬品なるは疑
なかるべく、尙同一の場所より磨製石斧二個發見せられたれども甕内にはあらざりしと云
ふ。

銚と劍 銅銚は三口、大中小の三種にて何れも普通の銚と異りて、形式は凡て小形の狭銚に
して研磨せられたる實用的の兵器なり。小なるは長五寸四分、中なるは二片に折れ長七寸三
分、大なるは數片に折れたるが長九寸二分、柄尻の袋は何れも橢圓形、其縁に三の横線ありて
肉稍厚き環耳を附せり。

銅劍も細形にして同型式なり、二口共長九寸、一は二片に折れ一は完全なり、他の一口は長一
尺一寸六分、二ヶに折れたり、本品は凡て帝室博物館に寄附せらる。第三圖の上欄(高川鐵馬氏所藏の拓影を寫す)

(ロ) 皇石神社の銅劍

一、所在地 糟屋郡席内村大字鹿部^{シノブ}字菴園

省線古賀驛の南約十二三丁

一、古記録 神社明細帳に村社皇石神社、祭神埴安神、境内神社は今宮神社須賀神社、境内千九坪。續風土記附録に祭る所埴安神一坐也、鎮坐の初詳ならず、境内に若八幡^(石神)あり、此社地の石を他所に將去ものあれば必ず神崇有と云ふ、此神の御供水とて井有、清泉常に涌出す。

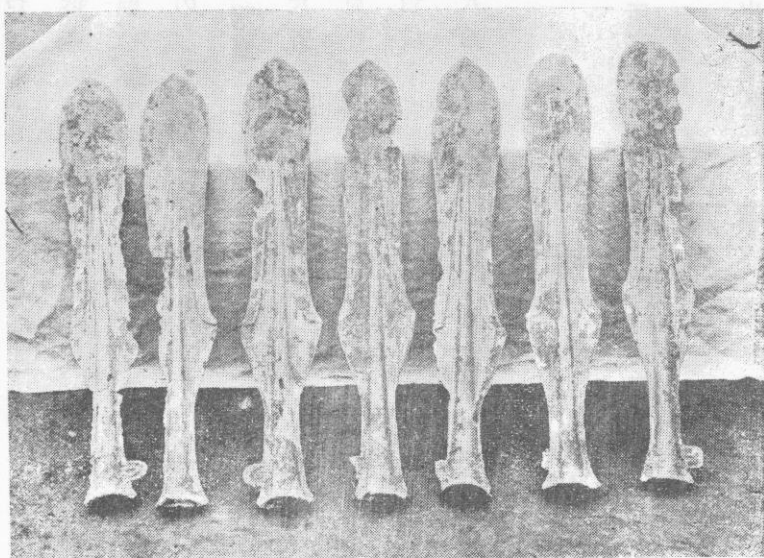
一、クリス形の銅劍 明治三十一年舊正月元日、神殿後の崖より水平に横へたる合甕の内に、クリス形銅劍二口の朱に詰められて納めありしを村人によつて發見せられ、一口は同神社の神寶となり長九寸一分五厘あり第三圖下欄の右方にあるものこれなり、又一口は東京帝國大學人類學教室に所藏せらるる長一尺七分五厘なり。

(ハ) 須玖岡本の辻より出たる銅鋒

一、所在地 筑紫郡春日村大字須玖字岡本ノ辻、八三二番地九鐵電車井尻停留所より約十五町、省線雜餉隈驛より西約七八町

一、出土の状況 大正十一年二月十二日同地小字沖の高田半太郎氏自己所有の畠地より發見せり。發見地は熊野權現の西北三町餘を距る丘陵の高地にして眺望佳良、一反六畝餘に亘る平面の畑地なり、もと山林を開墾せる粘土質の瘠地にて、桑苗の植付を了へて尙殘苗五六本

を植ゆるために残部の餘地に「ウネ」を作る際、鍬先を石に突きあてたれば石を取除きしに表土より約二尺七寸の深さに第四圖の如く銅銚九口袋部と鋒部とを交互反對の方に向け



須玖岡の本辻より出たる銅銚

て（刃部は上下に向けて）並べありたるを發見せり。

銚と銚との間隔は約二三分位に密接し、發見の際は粘土と銅銚とに封せられて引離すに困難を感せしと云へり。方向は南北に對し稍東西に傾きて並び、北側一尺位を隔て、漏斗形の土器一ヶ（漏斗の開口約三寸長さ三寸餘ありしと云へり何？）ありしが人に取り去られたりと云ふ。銚の上に置かれし石は自然の花崗石にて、長七寸二分、幅三寸、厚二寸三分、重量五百九十三匁の石に過ぎざるも、考古學者は此石を以て何等かの意義あるものにあらずやと重要視せり。第四圖

全長二尺七寸四分、長きは二尺八寸九分、穂の長さ短きは一尺七寸、長きは一尺八寸四分、及の最廣部は三寸九分より四寸一分のものあり、最狹部は二寸八分より三寸二分に至れるも

のあり。(圖には七口を寫せり外一口は帝室博物
館に一口は折損せるによりて省けり)

本銅鉾は後世儀仗の鉾と其趣を一にし、研磨の形跡なく、兵器として使用の目的より鑄出じたるものにあらざるは言ふ迄もなく、又副葬品として使用せられたるにもあらざれば、或は盜難の災、水火の難を避くるため隠匿せるものなりと憶説する人あるも、考古學者は、石を神前に捧ぐる我國の古俗に考へ、一種の宗教的思想より奉幣奉饗の意味に於て神に捧げしものならんと云へり。

(附言) 明治二十六年の頃、筑紫郡安德村原田に於て發見せられたる銅鉾は、臺地の下二尺五寸の所より十二口互に違ひて刃を上に向け横に並べありしと云ふより考ふれば、本發見と同一の形式に置かれたるものにて箱に藏められしものにあらずやとの推定なり。

吉村千春翁の石劍考には文化五年二月二日怡土郡三雲にて得たる銅劍は、地を掘ること三尺許にして鋒を上にして植て埋たりしとあり。

(二) オザレイシ 細石神社の銅鉾銅劍其他

一、所在地 糸島郡高祖村大字三雲

北筑軌道、周船寺停留所より南約一里

一、出土の状況

筑前續風土記拾遺の著者青柳種麿の記事に云、文政五年二月産神佐々禮石神社の西半町田間の土中を穿て、白銅鏡三十五枚、大鏡一枚徑九寸餘、其他は各六寸、銅鉾三口、銅劍一口を掘出す、鏡は甕二つ(口を合て横に置)の中に在、鉾劍は外に在、鏡背に銘有一枚は隸

文四十字有、其餘は字體小篆にて且皆破裂して續かず、或は紋のみにて銘字なき物多し。又今より四十年前此所に近き井原村の境内鑿溝と云地より古鏡二十餘枚掘得たり、是又寸々に碎けて全き物なし、いづれも西土漢魏以前の物なるべし、上代華族の人を葬し地なるべきか本品はクリス形狭鋒銅劍にて、支那製中我國出土の物品としては稀有の珍品なりと云ふ、今博多聖福寺に同所出土の鏡一面と併せ藏す、第五圖（中山博士撮影）（高川鐵馬氏藏）

(六) 銅銚銅劍發見地名表

本縣に於ける銅銚銅劍の調査は、故森弘氏によりて筑紫史談第二集第四集に發表せらるる就て、視るべし。本表は、參考のため考古學雜誌第十三卷第一號高橋健自氏の分を抽出せるものなるか詳細に調査せば尙遺漏せるもの多かるべし。

發見地	種類	數量	年次
太宰府町安樂寺東南嶺。	劍銚不明	十口	安元元年
同町片野山	廣銚	十一口	天明四年
春日村須玖、岡本	狹銚	一口	天明ノ頃
安徳村原田	廣銚	十二口	明治廿六年
春日村須玖、岡本	狹銚	一口	明治三十二年
那珂村板付、北崎	細劍	一口	明治三十五年
春日村須玖、岡本ノ北。	細劍	三口	大正五年
春日村須玖、岡本ノ北。	細劍	四口	大正六年
同村須玖、岡本ノ辻	廣銚	九口	大正十一年
同村須玖、岡本ノ北	細劍	一口	
臼佐村上白水、門田	廣銚	一口	
住吉村住吉神社附近	狹銚	一口	

大野村瓦田

席田村月隈

糸島郡

怡土村三雲

同 村井原、赤崎

前原村泊、大塚

粕屋郡

箱崎町

席内村鹿部皇石神社内

早良郡

姪濱町小門

宗像郡

岬村上八

田島村鎮國寺内(或ハ興聖寺内)

朝倉郡

安川村下淵山上

鞍手郡

若宮村金丸

嘉穂郡

鉾 四口
不 口
不 劍
明 一口
明 鉾 一口

狭鉾 二口
クリス 狭劍
細 劍
細 劍
一口
一口

不 明
クリス 型劍
細 劍
一口
一口

廣 鉾 二口

狭 劍 一口
狭 劍 一口

廣 鉾 三口

クリス 廣劍 一口

文 政 五 年

明 治 三 十 年 頃

大 正 二 年

明 治 三 十 一 年

寶 永 中

明 治 初 年

庄内村綱分

三井郡

郡

クリス廣劍

三口

立石村乙隈

同 村山隈胡摩野

御井町清水?

大城村大城豐姫社内

山川村野口

浮羽郡

郡

細劍

一口

狹鉾

一口

廣鉾

一口

廣鉾

一口

廣鉾

一口

千年村徳丸

姫治村小盞東藤

同 村箕尾弦掛

八女郡

郡

廣鉾

三口

廣鉾

一口

クリス廣劍

二口

上廣川村吉常八ノ久保

下廣川村藤田天神浦

長峰村吉田野間

三潞郡

郡

廣鉾

十二三口

クリス劍

一口

細劍

一口

三潞村高三潞塚崎東畑

同 村同字西畑

大善寺村中津道藏

田川郡

郡

クリス廣劍

一口

細劍

二口

細劍

一口

絲田村糸田

田川郡

郡

廣鉾

十口

明治三十九年
大正十年

寶曆
元禄七十三年(十三)
享保七十五年(五)
明治ノ初年

明治三十一年
寛延二年

明治五年頃

今川村天生田
犀川村

廣 鉾
クリス廣鉾
鉾

一口
一口

明治ノ初年

（へ）熊野神社の銅鉾の鎔範

一、所在地 筑紫郡春日村大字須玖字岡本

熊野神社寶物 同地 久我辰巳氏保管

一、形狀 凝灰岩面に鑄られたる兩部の一面なり、一面二區に分る、長二尺八寸幅五寸厚二寸五分、上區の幅厚下區より四五分多し、異型を併せたるにあらずやと言ふ人あり。第六圖鉾型本器は須玖岡本皇后峰より百姓和作が寛政の頃掘出せしと傳ふるも、現今其峰の名を知らずものなし。

（ト）行藏院の銅劍の鎔範

一、所在地 糸島郡怡土村大字高祖 行藏院 小田部隆明氏藏

北筑軌道周船寺停留所より南約一里

一、形狀 長一尺六寸四分、幅五寸五分、厚二寸四分の凝灰岩面に鑄られたる「クリス」型廣鉾銅劍の鑄型なり。第六圖劍型

本器の出處は三雲字屋敷田より出土せしと云、或は三雲川の川底より發見せりとも云

(チ) 鎔範發見地名表

一、糸島郡怡土村三雲川端觀音堂所藏銅銚鎔範一
發見地不明

一、糸島郡怡土村高祖行藏院小田部隆明氏藏、銅劍鎔範一
發見地三雲字屋敷田或は三雲川

一、筑紫郡八幡村高宮神社御神寶銅、劍鎔範五
發見地不明

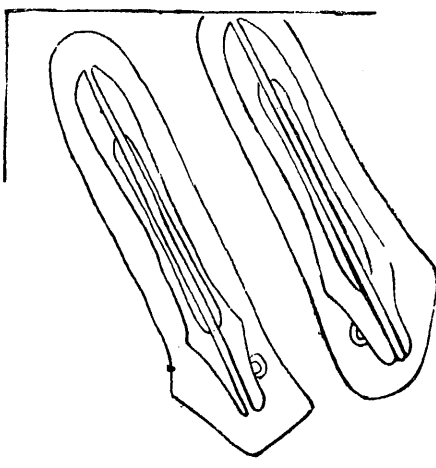
一、筑紫郡春日村須玖熊野神社藏銅銚鎔範一
發見地同地岡本皇后ゲ峯

一、東京帝國大學理科大學人類學教室藏、銅劍鎔範一
發見地遠賀郡岡垣村吉木

一、嘉穗郡庄内村綱分八幡神社神寶、鎔範一(銚劍)
發見地不明

一、現存せざるも銚形長三尺六寸鑄口焦たり毀て砥石に用ゆと云
發見地寛政九年筑紫郡日佐村井尻藤崎より發掘

續風土記拾遺井尻の部に、村中に熊野社有、鎮坐年代不詳、村の東南藤崎人家の後を大塚と云



井尻發見ノ銚ノ鎔範圖

ふ、塚ありいかなる人を葬しか詳ならず、又寛政の末の頃熊野權現の後廣籤を開き溝を掘たりしが百姓惣吉といふ者塚の際より鉾の鎔範を掘出せり、石型長三尺斗、上下合せて有、石質温石の如し、須玖村に有鎔範の類なり、其側より岩屑多く出たり、然れば古此所にて銅鉾を鑄たりしなるべし云々。

一、以上の外太宰府より比々長木の葉の形を彫りたる矛の鎔範を掘出せし事ありと云へば年代不詳なるも鎔範を太宰府よりも發見せし事ありと思はる。

第三 箱式組合石棺

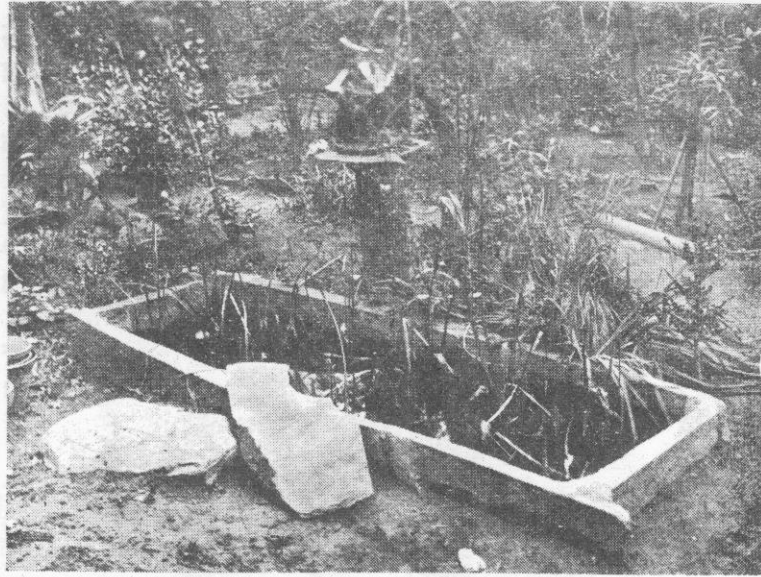
(イ) 藤崎の石棺

一、所在地 福岡市西新町大字^ツ倉原^{ハラ}字藤崎八七五番地川庄岩五郎氏宅地、北筑電車藤崎停留所の前

一、發見 藤崎は第三紀の地層に屬し上古入江と傳へらるゝ早良川の沿岸に位置し一帯の沿岸を袖ノ松原と稱し白砂の松林なりしが五六十年前に探伐せられて人家相連るに至れり。發見地を距る十餘間に庚申堂あり、王朝時代よりの遺跡と傳ふ。

所有者は明治四十五年三月十九日宅地内にて土砂採取中地下五尺のヶ所に於て石棺を發見せり、石棺の長六尺三寸五分、幅一尺一寸、深一尺六寸七分、底石なく蓋は三四枚に分裂せるものを併べたる厚さ約三寸の切石なり。棺内には四肢を完備せる偉大の骸骨と、(頭部は)青銅

の古鏡一ヶ、直刀及刀身の一片とを見出せり。棺及其周圍の土砂は赤色を帯び、死體を朱詰となしたる形跡を認め得るも朱の凝結せるものはなかりしと云ふ。



(部一ノ石蓋ハ前) 棺 石 の 崎 藤

鏡は直徑八寸、縁の幅四分を有せる青銅の大鏡なり。直刀は長二尺一寸、コツルキ狛劍一名環頭太刀にて、刀身の上部には鞘の如きもの腐蝕して密看し、其剝落したる個所には布片を使用したる跡と認めらるゝ布目明瞭に露はれ居りしと云ふ。副葬品の全部は大正二年三月帝室博物館に納めらる。

圖は本石棺の寫眞にて目下庭前に運ばれ棺の底を塞ぎ水草を栽培し錦魚を飼へり。

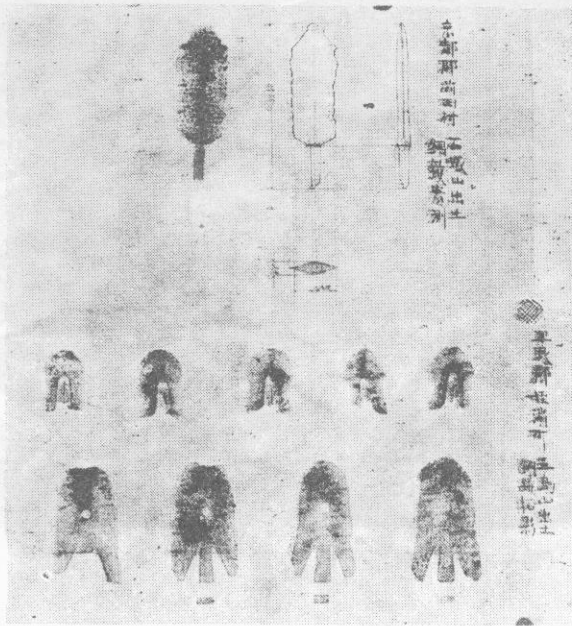
(口) 五島山の石棺

一、所在地 早良郡姪濱町字五島山六九三番地
柴戸善四郎氏所有地、北筑軌道電車姪濱停留所より南約四丁

一、發見 五島山は姪濱町の南田野の間に起伏せる小丘阜にして第三紀層に屬す。横穴式石室を有する古墳數ヶを有し、又鎌倉幕府の際北條氏探題の墳墓も此地に築かれて御塔の稱あ

り。大正三年所有者山林を開墾し園地經營の際十月十三日五島山の最も眺望に富める高地に於て地下約一尺五寸のヶ所に所謂組合式石棺と稱する墳墓を發見したり。(大体の形式は前記藤崎と同じ)石棺は粘土質の地に安山岩(目下埋めあり見るを得ず)を組合せて長七尺八寸幅二尺の長方形に造り、底

本縣出土の銅鏃



下欄五島山石棺のりよの發見品

石なく三四枚の石蓋を施して内部には朱を塗抹せる痕跡あり。土中にも朱塊の多く點在せしと云ふ。

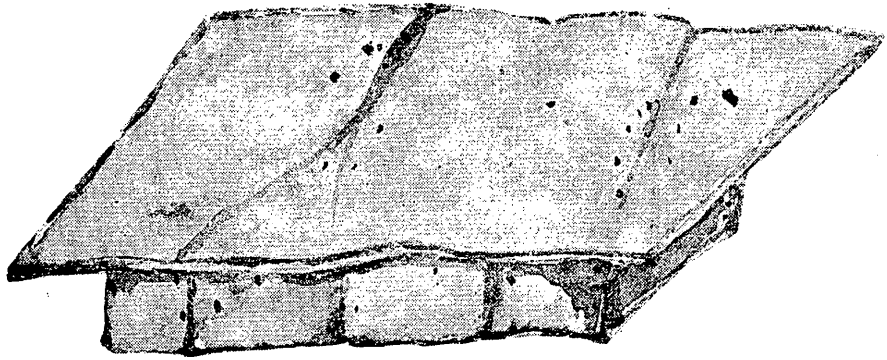
骸骨は存在せざるも頭部は東北北(丑の方向)にして埋葬せられたるものなるべく軟なる岩石にて作られたる石枕(或は土枕とも云ふ)ありし由なるも發見の際人夫の爲に粉碎せられて消失せしと云ふ。

副葬品 青銅製の鏃九本、内四本は長一寸九分、幅八分、五本は長九分、幅六分にて極めて珍品なり。漢鏡二面青銅製にて欠損せり

勾玉二、琅玕製徑九分厚二分廻り一寸一分外に出雲石の管玉三、瑠璃玉二、劍二口長一尺五寸幅一寸三分と及破片となれる甕あり。

(八) 龜山神社の石棺

一、所在地 糟屋郡志免村字別府龜山八幡宮境内、筑參線上龜山停車場より東南一町



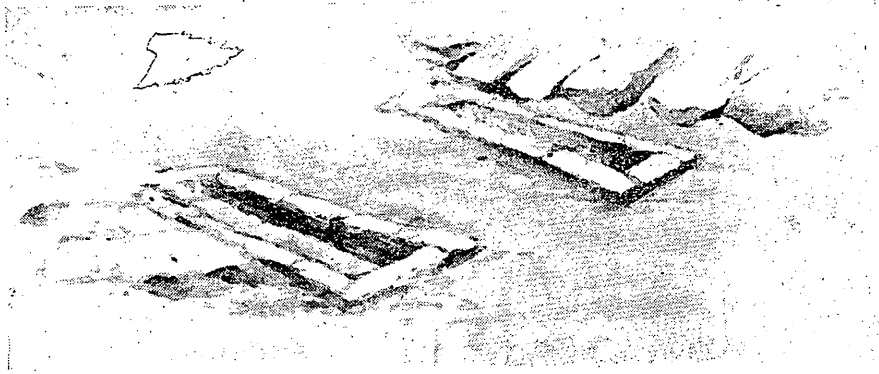
吉田の石棺

一、現状 恰好よき自然石(玄武岩と礫岩の如し)を並べて幅一尺七寸、高一尺四寸、長推定約六尺七寸位の底なき長方形の箱を作り、扁平なる大石二枚を並べて箱形よりも餘程大なる覆ひをなせること第七圖の如し、箱の長さは一方の横幅石を缺けるが故に不明なるも兩側に並べる石の長さ南側は八尺一寸、北側は六尺七寸、上蓋の長八尺四寸より推算すれば棺の長は其最短の六尺七寸以上と推測せり、前に突出せる上蓋は横五尺六寸、厚一尺、長約五尺の扁平なる玄武岩にて、(産? 殘島)上蓋と側壁の石と接觸する部には粘土にて其間隙をふさぎ、又側壁の石と石と接合せる部には外部より石を積み夥しく朱を混せる粘土の目張をなせり。(第七圖)

棺は東西に向ひ半身は、露出のまゝ、現存せるが、もと丸塚らしき形跡あり、社務所新設の際地均して發見せり副葬品等明瞭ならず。

(附) 本墳と略其形式を同ふせるものに京都郡稗田村吉田の古墳あり、神社を建設するため直徑八間餘の丸塚を地均する際發見したるものにて、安山岩の節理ある堅き板状の自然石を二三枚宛並べて長約七尺幅二尺位の長方形の底なき箱形を作り、上には頗る廣き同じ岩石より成る蓋をなしたるものにて(石

の厚さ約二寸)發掘の
には骸骨と、直刀一口、鏡二面と、朱を發見したりと云ふ。



(大物實) 鏃石 棺石基二乙甲内社神幡織

(二) 織幡^{オリハタ}神社の石棺

一、所在地 宗像郡岬村織幡神社境内二二四、二二五、二二六番

地

省線赤間驛より北三里十町餘

一、現狀 本古墳は玄界灘と響灘とを分界する鐘ノ岬の突
端小屋^{ウヤガタ}形山に鎮坐^(祭神武内宿禰)せる織幡神社の境内にありて、社
殿の西方十六間の距離に二基の石棺相並びて存在せり。大
正十年十一月と全十二年四月との二回に地下約三尺の下
に於て社地整理の際に發見せらる。

二基共に東西に向ひ、甲は十三ケの平石を並べて内側の長
六尺、幅一尺三寸、深約一尺二寸の長方形の底なき箱形を作
り上蓋には四ケの石を並べり。乙は長五尺五寸幅と深さと
石の數とは甲と同じくして上蓋には六ケの石を用ひあり
石の接觸する部分は粘土を以て丁寧^{テイジヤウ}に目張をなしありた
りと云ふ。

底には清き砂利を敷き詰めありしが骸骨はなく、唯乙棺に石英製の半透明の打製の鏃と棺

外より堅緻なる砥石の甚しく磨損せるもの一ヶを發見せしに過ぎざりしと云ふ。

第四 石室 古墳

原史時代ノ遺蹟トシテ觀ルベキモノハ石室古墳ニシテ、本縣内ニハ其遺蹟ノ存スルモノ頗ル多シ。

石室古墳ハ概シテ形勝ノ地ニ設ケラレ、其大ナルモノニ至リテハ其構造型式ノ雄大莊嚴ニシテ如何ニ多クノ歲月ト財力トヲ費シタルカヲ想像シ得ベク、又棺ノ内外ニ埋藏シアル副葬品ニヨリ明カニ當時ノ風習ヲ直觀シ得テ、歴史ノ闡明セラル、モノ少カラズ。

古墳ハ多ク巨大ナル石材ヲ使用シアルガ故ニ、築城築堤等ノ際ニ破壞セラレタルコト多ク、又或時代ニハ副葬品ヲ得ンガ爲ニ好事家ニヨリテ發掘セラル、コト流行シ、又ハ田野ノ開墾耕地整理ノ行ハレタル際ニ全ク湮滅ニ歸シタルモノモ少カラズ。

各古墳ノ年代ヲ知ルコトハ其標準ノ確定シタルモノナキヲ以テ困難ナリ、今日ニテハ古墳中年代ノ稍確實ナルモノニ據リ他ノ古墳ノ構造遺物ヲ比較シテ推想スルニ止ルモノトス。京都帝國大學考古學教室報告書ニ濱田博士ハ浮羽郡日ノ岡古墳、久留米日輪寺古墳ヲ以テ擬體天皇時代前後ノモノト表示シ、又重定古墳ノ武器ヲ貢ヘル裝飾ノ施シアルヲ以テ佛教渡來以前ノモノナル事等有益ナル意見ヲ發表セリ。

(甲) 石人あるもの

筑後矢部ノ山中御前嶽アリ國中ノ第一峰タリ、支脉ノ裾ヲ曳キテ八女郡ノ中央ヲ東ヨリ西ニ延長スルモノ約三里、三瀧郡塚崎ニ達ス、大小ノ墳丘相望ミテ林叢ノ間ニ散在ス、其吉田ヨリ一條ニ至ル間約一里人形原ト稱ス、石人此間ノ古墳ニ存在ス傳ヘ云「繼體天皇ノ朝筑紫ノ君磐井叛シ物部龜鹿火ノ征討軍ニ敗レテ誅セラル、或ハ云豐前ニ遁レ去リ事平ケリ、磐井生前ニ壽藏ヲ營ミ石人石馬等ヲ其ノ側ニ建ツト」岩戸山古墳是ナリト云ヒ又ハ一條ノ古墳是ナリト云ヒ、或ハ人形原散列古墳ハ何レモ國造ノ墳墓ナリト云ヒテ決定セルモノナシ。近時又三池郡上楠田ノ古墳上ニ石人一体ヲ發見シテ石人散列地ヲ擴張スルニ至レリ。

三瀧郡玉垂神社に建徳中建徳元年ハ紀元二〇三〇年描ける繪縁起あり、石人六体乘馬して青銅寺山(三瀧村西)に立てる圖ナリ、其傳に皇軍(神功皇后の時)賊を討んさて進みしに、石人の頭上に鳥の止まれるを見て其賊にあらずして石人なりしことを知りたりと云へり本件に關じ

て久留米市黒岩萬次郎氏よりの報告によれば西牟田村に今青銅寺山と然と清道寺と云ふ地名あり此邊一帶に丘陵地なり、又云玉垂神社繪縁起圖の銘に建徳元季庚戌十二月十三日筆者は權律師永快とあれば繪の出來上りしも同年ならんと思はる云々。此地にも石人あり

しとせば今其所在を失ふ

石人ニハ扁平立像ト圓体立像ト圓体坐像トアリ、外ニ石馬ト石靈ト不明ノ石アリ、モト支那漢代ノ墳墓ノ前ニ配列セラレル石人石獸ノ影響ニヨリタルモノナレド、我國ニ於ケル造立ノ意味ハ埴輪ト同ジク我が國民性ニ適應シテ墳墓ノ表飾ニ變化セシメタルモノナルベシト云フ。

石人ノ如何ニ樹立シアルタルヤハ明カナラス、關ヶ原ノ役後田中吉政筑後ニ封セラレ、福島城ヲ築クハ石材トシテ石人石馬ヲ運搬使用シタルニヨリ、毀損ノママ福島ノ城址ト其附近ノ正福寺トニ殘存スルモノアリ、又好事家ノタメニ他ヘ運搬セラレタル形跡アリ、現ニ豊後ノ日田ト久留米市篠山神社トニ石人ヲ存シ、兩所ニ建テアル碑文ニヨレバ人形原ノモノタリシコト明カナリ。

石人を作れる石材は凝灰岩質の軟き粗糲なるものにして、灰白色をなし、日輪寺、浦山古墳の彫刻石棺と同一材なり、八女郡川崎村字長野産の川崎石と稱するものより取りたるが如し。(俗ニカマセ石ト呼ブ)

(参照) 釋日本紀十三卷(筑後國風土紀)曰上妻縣々南二里、有筑紫君磐井之墳墓、高七丈、周六丈、墓田南北各六十丈、田ハ内東西各卅丈

石人、石盾、各六十枚、フシナリテフシナシ交陣成レ行、周ニ匝四面一、當ニ東北ノ角一、有ニ一別區一、號曰ニ衛頭一、其中有ニ一石人一、從容立レ地、號曰ニ解

部一、前有ニ一人一、深形伏レ地、號曰ニ倫人一、側有ニ石猪四頭一、號ニ臙物一、彼處亦有ニ石馬三匹、石殿三間、石藏二間、古老傳云

當ニ雄大迹天皇之世一、筑紫君磐井、豪強暴虐、不億レニ皇風一、生平之時、豫造ニ此墓一、俄而官軍動發、欲レ襲之間、知ニ勢不レ勝一、獨

自遁ニ千豐前國上膳縣、終ニ千南山峻嶺之曲一、於レ是官軍追尋失レ蹤、士怒未レ泄、擊ニ折石人之手一、打ニ墮石馬之頭一、古老傳云、上妻

縣多有ニ篤疾一、蓋由レ茲歟。

(1) 石人山古墳

一、所在地 八女郡下廣川村大字一條字人形原一四三五番地民有山林

省線荒木驛より東南約十八町 三井電鐵川瀬停留所よりは西南約十八町

一、由緒 石人の由緒記あり、其要に昔繼體天皇の朝筑紫國造磐井新羅國と通じ、火豊二國に據り我征新羅軍を中途に防遏せり、物部倉鹿火勅を奉じて磐井を討ち之を斬りたりと、此時

官軍彼が營める壽藏の石人石馬を破壊せりといふ、是より吉田山以西一條山に石人石馬の破片散在せるにより、土人呼で人形原とぞいひ得てける。

此處に祭れる石人は、靈元天皇の貞享元年紀元二三四年郡司吉田孫之亟古賀組の大庄屋稻員孫右衛門に命じて堂を立てしめたるものなり、いつの頃よりいひ初めし事にや、此石を打ては手足腰などの痛む人、耳遠き人も直に療えて不思議の驗ありと、それ故にや詣づる人毎に瓦石にて打によりあたら上古の遺物をも毀損するを憾とし時の郡長は郡會や土地の有志に謀り修理せりむ云々。

一、現狀 長峰の丘脈にして一條民家の南に當り、丘陵を利用せる西向の前方後圓塚にして前方は約十二間の土壘四間餘の滄跡を経て三間餘の石階を拾ふて前方部に達す、後圓部の前に石人堂ありて圓體石人の立てるを見る高六尺、後圓部の中央頂上より深さ七尺四寸の下に石棺を露せり。前方滄跡を基點として前方部の高二三尺餘、後圓部三十尺餘、長さ四十七間前方部の滄跡より後圓部の滄跡迄、本墳環滄は二重あるが如きも區域明瞭ならず將士軍談によれば後圓部の周圍を百間前方前部、環の正面八十二間高七間半あり、石棺は其前部の彫刻に技巧を示し正面に獅子或は石人或は貂の頭部と云へりの頭部を陽刻せり、内部は高四尺二寸餘、幅三尺四寸、長八尺二寸餘にして別に其周圍には石室なし。

故若林氏の本石人に關して記事あり左に掲ぐ

圓體石人(八圖)

故若林勝邦稿

明治三十五年
古蹟第二卷二號

此石人は一條村南岡にあり、前面は欠損甚敷して彫刻を失し、纔に其一部分を存す、側面の兩部にも重圈、三角形の彫刻あり、朱を塗れり、又鎧の草摺の部分腰部を廻りて彫まれたり、帶甲

の狀現存せる石人中には他に類を見ず、玉垂神社の圖に存する帶甲の石人は此石人の類を模寫せしならん、頸の後部高きは鎧の背後を負へる狀か、手の部分は撃折せられしものか足部は圓筒狀にして扁平ならず。云々

第八圖の右方は現狀左方は將士軍談に石人を模寫せしものあるを其まゝ寫したるものとす、同書は嘉永五年仲秋脱稿せしものなれば今より七十三年前に屬す、以て石人變化の概要を見るべし。

久留米篠山神社境内にある石人の首級は、其碑文に「是我筑後國上妻郡吉田村石人山筑紫國造磐井壽墓之遺物、石人首級之殘缺也」、云々の句あり、故に此首級の出所につきては區々の意見あり、其圓體石人の首級なるが故に一條村と推定する人多きも、久留米黒岩氏の意見によれば岩戸山のものなるが如し。

氏は石人山よりは埴輪の出でし事の外は聞及ばず、之に反して岩戸山よりは石人石屑等の殘缺數度發見せられたる事實より考ゆれば篠山神社境内の石人首級は岩戸山より出てたるものにあらざるか、尙矢野一貞翁の門人三谷有信氏も石質彫刻等より考ふるも岩戸山のものなるべしと云はれたり、と通信せり。

長峰村豊福に圓體石人の頭部と思はるゝもの一ヶ現存す、是又石人山より移せしならんと思へる人あるも明確ならず。

(附) 將士軍談に云一條村に石人あり、甲冑の体にて吉田岩戸山などに見ゆるものと其様異り、風土記に交陣成行などありて鞍馬などとも残りたればかゝる様なるぞ多かりけれ、今は是より外に見へ侍らず、記得集曰、貞享元年二月立三石人于一條村南岡、里人相傳曰在昔神功皇后西征之後、高良大明神爲異賊調伏、作三石人石馬一立之、此說大善寺齋縁起に見へたり、此齋は建徳中の物にあらば此説も後世の里談にはあらず、(此頃は磐井が墓の遺物と云傳へも絶たりしに)、はた法師などの此方さまに云なして縁起にもとか云る

にや心得がたし)、其石人者携^三甲冑^二石馬者施^二鞍轡^一立^ニ之於吉田村北岡、一條村南岡、西牟田村北岡^一各人馬十二枚也、世俗號^ニ此曠原^一爲^二二人形原^一。亦曰長峰原東西三里有餘、南北可^ニ一里^一也、田中吉政改^ニ築福島城^一之時、取^三石人石馬^二爲^三石壘之用^一、今僅存^ニ石人一ヶ^一僊^ニ村南岡^一里童踏^レ之村大櫓^レ之、今歲^ニ口^一平^レ地築^レ壇而立^レ之とあり是も久しく土中に埋れ居たりと云今は西牟田村にはさる物見へず、今福村善正寺の前にある是も埴輪の名残さは見ゆれど、かけそ^レれて何の形たを辯へず。

寛延記に今福村善正寺は天文中ノ開基也、開山を信誓と云大友義鑑の臣野口左京亮が長子也、二世の住僧良慶、正保元年長峰筋を開發して一村を立今福村と號すとあり、此時掘出しつと云へり、此峰筋には埋れ居けるも猶あるべし。

(口) 岩戸山古墳

一、所在地 八女郡長峯村大字吉田字甚作谷、一五五四番地の一、外一筆、地目官有地第一種、無格社大神宮社地八反四畝十四歩

三井電鐵吉田停留所より東南約五丁

一、古記録 筑後將士軍談に古墳上に祭れる大神宮につきて云、天文申豐饒鑑述^{八女郡兼松城主}奉納百

首和歌の卷の初に、今伊勢と書したれば其頃の草創にや、はた早くより唱へ來りし稱なるにや、中頃廢れて松尾社の相殿に鎮まりまし、を文化五年の冬今の地に再興しけりと云、其宮造りの時今の社の前より石偶人二つ掘出せり、其外此所彼所に埋れ居たるを掘出せしま、に社の坤の方の一段卑き所に集め置る由也。註に^{吉田村の傍を總て「ヒトカヌ原」と云人形原と書なり一條村の山間}吉田村の傍を總て「ヒトカヌ原」と云人形原と書なり一條村の山間

田より一條に至る其間一里計古は樹木なくして峰の左右に石人並び立ける故此峰筋を人形原と唱ふる也と云、今按に

此峰下ハ塚崎の古墳に終り上ハ山内村の童男山につゞけり童男なと云へる石人によりて起れる稱にはあらざるか

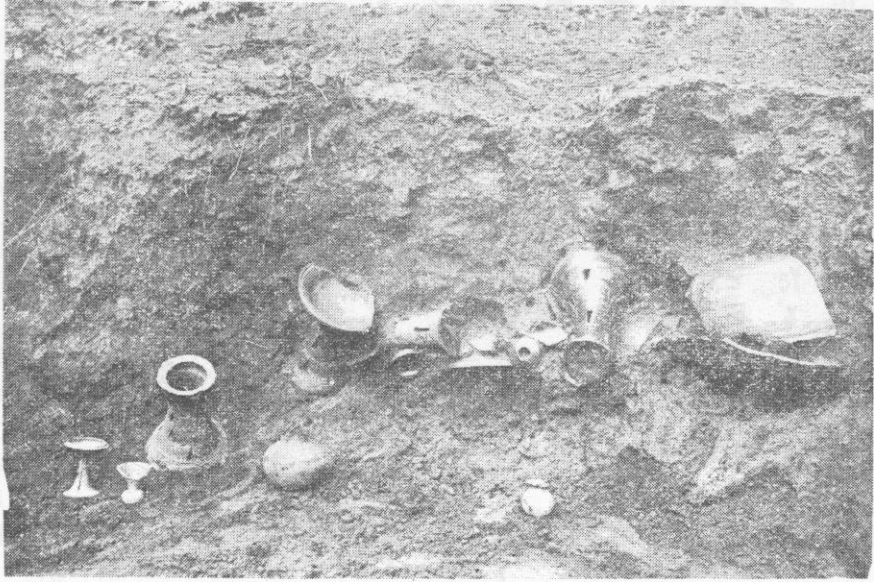
因に云 大神宮前の燈籠に文化七^{庚午}年季春吉辰施主高良山首僧檢校幸海と刻せり、此燈籠の手前の杉の大樹の下に掘出されたる石人二ヶ相對ひて建てられし繩など張りありたるを明治の初年一ヶは帝室博物館に運ばる、一ヶは現存せり。されば當地の石人は福島城に運ばれて一ヶもなかりしものが、文化五年^{紀元二四六八年}更に地中より發見せられしものなり

一、形状方向 本古墳は前方後圓型の梢完全なるものにして、前方は西に向ひ、外圍に土壘あり、
所によりて差あるも高七尺二寸幅十一尺七寸あり 其内側に環渚の痕あり南方の一部は通路開鑿され、土壘と渚とは存せざる
 も他は舊時の形態を測り得べし。

壘と渚とは長峰村一帯丘陵の地盤なる赤色の粘土層なるも、墳丘を形成せる壤土は全く他より運ばれたる黑色の輕鬆土にして、瓢形に盛上げられたる一大丘なり、前方は高四十三尺五寸、幅八十間、中央部は梢卑く高三十六尺八寸、幅七十四間五、後圓部は高四十五尺八寸、幅六十六間四、全長東西百二十二間に達せり。(第十圖)

後圓部の中央高所に西に向ふて大神宮を祀り、社殿の正面に神木の榊樹あり、石柵を遶らし古來之に觸るれば崇タカありとて人の畏敬する所となれり。前方部には松尾社境内あり、南方平地より石階を拾ふて丘上に登り得ること、なし、全丘松椎檜等鬱蒼として晝尙闇き森林をなせり。

本墳丘は地盤より約一丈三四尺の高さに於て周邊に一の縁を設けて段塚を形成し、此の段は周縁を遶れる跡あるも中央部瓢形の括り目の部に於て最も廣き平坦部となりて廣き縁四五間あり前後に漸次狭小となれり、石室は此段を地盤として前方部にも後圓部にも設けられたりと見へ、發掘せられたる痕跡歴然たるも、其所在は何れも墳丘の中央にあらずして著く南方に偏せるは後圓部は八間前方部は十二間南に偏す異例のものたるべく、而して其後圓部の中心に大神宮を、前方部に松尾社を勸請せるは、本來此石室の主人公か又は何等かの關係ありし神社にてはあらざりしかと推測せらる。



陶土器出土ノ狀況

するに際し段塚を約四尺掘下げしに、縁端より約一間の内側に埴輪圓筒四五ヶ、齋部陶器土器の破片百餘ヶ、大甕、高杯、埴等十數ヶ、石人破片二ヶ、石馬の破片と思はるゝもの一ヶ、及槍身一ヶを發見せり、何れも表土より二尺乃至三尺五寸位迄の地下にあり。其概要左の如し、

圓筒 素焼、破片を復原せば直径一尺一寸となる、其樹方は前方に稍傾斜し、筒の内外には菅石を積み粘土を詰めて圓筒の動搖せぬ様堅牢ならしめる施工を見たり。

石人石馬 扁平體にして靱を負へる背面を刻せり、鏃尖を上向きにせる模様のあるものと、鏃のなきものとの二ヶ及石馬は足部なるべく思はる。

齋部 陶器と土器との二類あり、陶器は暗黒色、青銅色、紫色等を帶ぶるもの種々あり、土器は桃色にて祭祀用に造られたるものゝ如し

臺付高杯、高杯、大罎、吹罎、蓋付杯、提瓶其他にして、其排列亂雜にして堆積せり、築造の際地層の固定するに従ひ土石相震搖軋磔して破損せしにあらずやと疑はる。

槍身 一尺七寸の鐵製にして袋部に柄を挿入すべく製作し、鎬あり。

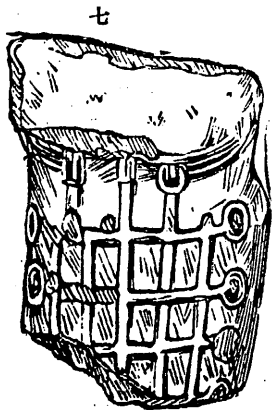
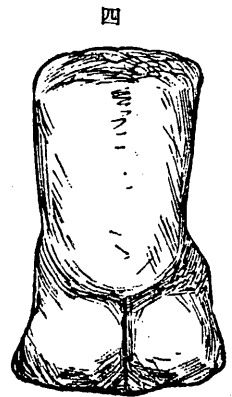
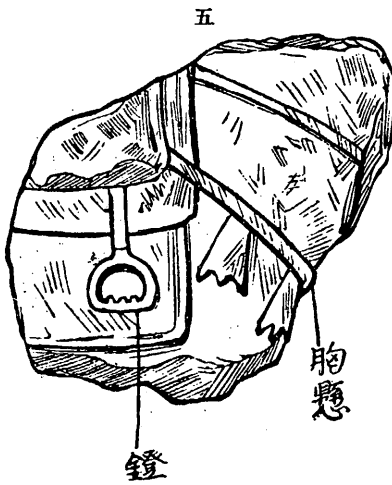
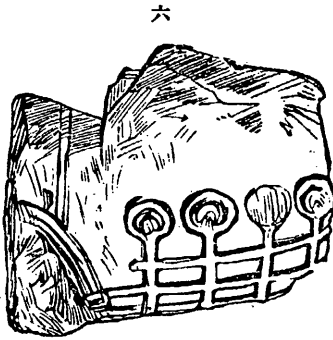
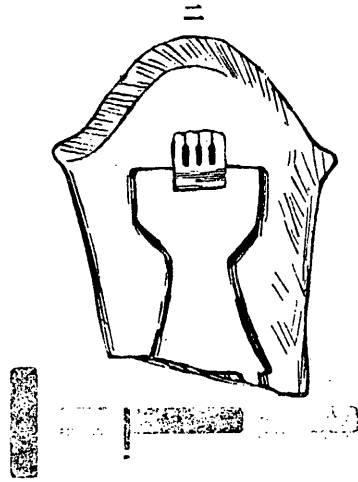
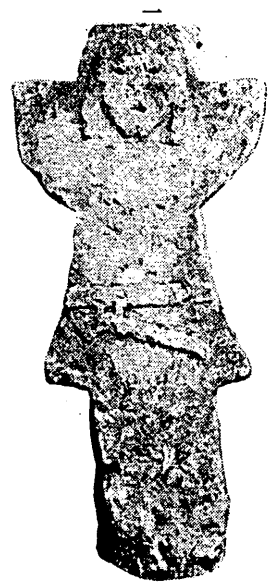
本墳の西北二三丁を隔て寶藏塚と稱する小規模の石室古墳あり陪塚と推想せらる。

一、石人石馬 岩戸山の石人發見は一條の石人山より後るゝ事百二十四年なれ共其數は頗る多し、今帝室博物館に藏しある扁平石人、東京帝大理科教室藏の石盾、及大分縣日田にある扁平石人は何れも岩戸山より移されたる事は明瞭なり、岡山村今福の善正寺所在の石製品も岩戸山より運ばれたりと云ひ、又故若林勝邦氏によれば福島公園及福島正福寺の石人石馬も、岩戸山より出でたる様記されあるも是等は分明ならず、今石人石馬石盾等の觀るべきもの二三を圖示し併せて故若林氏の説明を附す。

帝室博物館の分 高四尺、兩袖の間二尺、厚六寸にして、上部は凸字形をなす凸字形の中央に顔を浮刻となし美豆^{ミヅ}豆^マを垂る、但し目鼻口は凹めり。腰部に帶あり小刀を帶ぶ、腰部に朱痕を存す、他に彫刻なし、背面は凸字形の中央に負箭の狀を彫む、これ扁平石人中完全なる形體を示せるものにて發見地は長峰村岩戸山なり(石人圖之一)。現今岩戸山に有する扁平石人の一體は表裏共前記のものと同様なれども腰部に帶及小刀なし、是れ略式のものならんか、朱痕のなきは風雨に洗はれたる結果なるべし、此二者扁平石人中の最も完全なるものなり。但し岩戸山に現存の分は何時の頃か中央より折れて二ツとなれり惜むべし。(第九圖に上) (部を寫す)

東京帝大理科教室藏石盾 明治卅年の頃岩戸山古墳の東方畑地より、農夫の發掘して草間

石 人 圖



に捨置きしを野中完一氏の發見せるものなり、中央の縦二尺三寸、上部の最大横巾二尺五分、下部の横巾一尺五寸、厚四寸、表面中央に負箭の人形を浮彫し、周圍に朱色を存せり、裏は素面なり(石人圖の二)

石靴 高約二尺一寸、厚五寸、矢筒の狀を模せり、裏は素面なり(第九圖)

右の外大正五年六月吉田村區總代より三豬郡大川町縣社風浪神社へ岩戸山にありし扁平石人及石盾の完全なるもの各一基寄進せり。

かくの如く岩戸山よりは各地方に完全なる物は運び出されしため現存品は多からずして殘缺のもの、稍完全なる二三の品と寂しく石人堂に幽居せるは惜むべし第九圖は岩戸山に現存せる石人にて左より埴輪圓筒、扁平石人、完全なるもの但し中央より折れたり圖は下部を寫さず石靴、石甕(此品は甕なるか確かならず甕とせば遂に寫れり)

福島公園の石人石馬

福島公園 福島町にあり石人石馬の觀るべきもの多し、園内に文久二年高良山坐主の撰びし石人石馬の碑あり、近年日露戰役紀念碑建設の際に多數發見せられたるものありて園内ニヶ所に分置せらる、其二三を説明すれば

圓體石人の腰部 高二尺一寸、胴徑二尺、兩脚分明にして帶甲せり三角形の彫刻あり筑後風土記に記せる

解部の類か(石人圖の三)

圓體石人の胴部 朱痕あり高一尺六寸

圓體石人の頭部 高一尺四寸

扁平石人の顔面と胴の一部 美豆莢を表はす、高一尺二寸、巾二尺五寸、厚五寸

圓體石人の坐形 高二尺五寸胴以下にして坐形を示す、筑後風土記に記せる裸形伏地の倭

人か(石人圖の四)

石馬の胸部二 高約二尺三寸のものと二尺五寸のものとあり、五ヶの鐸を垂れ、手綱、鞍、鎧ありて當時の馬具を證すべし(石人圖の五)
右の外石人の殘片と思はるゝもの數ヶあり。

福島正福寺の石人石馬

圓體石人の頭部 高二尺四寸兜を着く

圓體石人の腰部 高一尺二寸餘

石馬の臀部 石馬の後半部高約一尺九寸、長二尺三寸、巾一尺八寸餘、鞍、障泥、鞞縦五條横四條縱紐二條の各端に鉸具
なり影雲珠を表はす。(石人圖の七)

(八) 石神山古墳

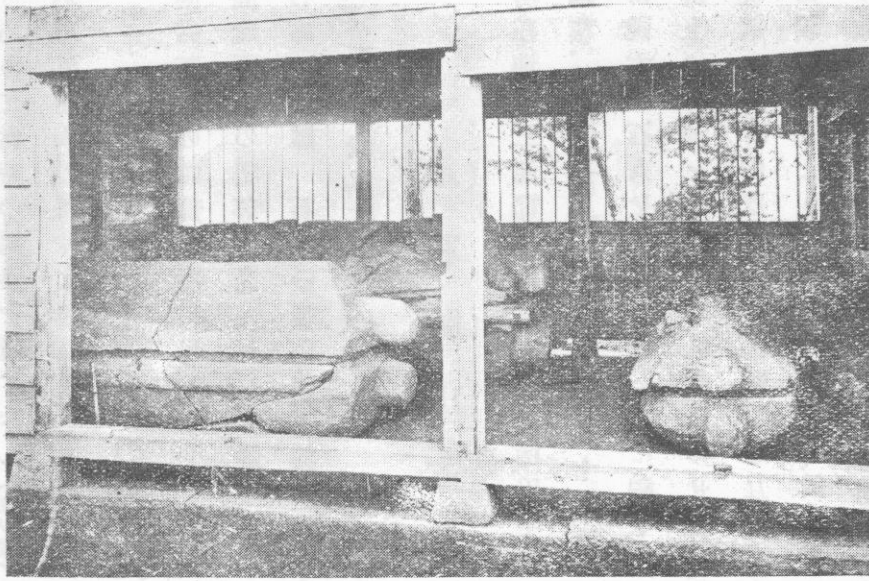
一、所在地 三池郡二川村大字上楠田字神樂田一七五番地ノ一

地積、村社天滿神社境内二百二十六坪、省線渡瀬驛より約二十丁

一、傳説古來石人を石神と稱し之に觸るれば祟ありと傳へし外何等口碑なし、明治十五年五月山上の石神を天滿宮の社内に移せしが、偶々疫病流行せしかば又舊位置に復せり。云々

一、現狀 石神山は東四箇山脈の連互せる尖端にして高二百三十尺餘、眺望絶佳の勝地なり、山頂に三段より成れる圓墳あり、段の幅約一間二尺、高二十五尺周圍に蒼石を廻らし下層より圓筒埴輪を出せしことあり環濠の痕なきも東方一町弱にして陪塚らしき石室の一部殘存せり。

發掘 明治四十四年五月一日村民遊覽地を設けんとて、山頂を墾きしに地下約二尺五寸



三池郡大村上字桶石田神古墳石棺

の所より大中小の三石棺、三間四方の位置に並べありし事を發見せり、大中の二棺は東西に並び小棺は南北に向ひ、各棺の距離は約半間にて、大棺の上に石人の立ちし事を見出せり。

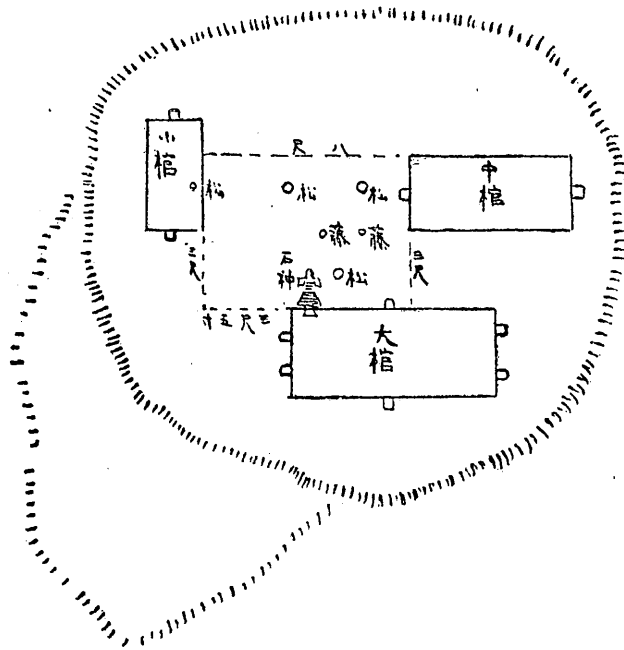
石棺は發掘の當時毀損せしを以て之を繕ひ原狀の位置に並べ假堂を其上に造りて保存し居れり、圖の如し。

臥し得るの装置ならんと説くものあり。又一方の底部には穴を穿ちて液水の排泄を容易な

石棺と副葬品 石室なくして三つの石棺の排列せし古墳は本縣にては其例なし、棺は何れも堅き凝灰岩にて造らる、大棺の長七尺九寸、幅三尺八寸、底及四壁は厚六寸五分、蓋の厚五寸屋根形の棟六尺五寸、總高三尺五寸、本棺の内部には高五寸位の板石を据へて二ヶの凹所を設けり、之れ供物の置場と考へられ又は頭部を安定せしむる石枕にて、二人相並で横

らしむるの設計あり、發掘の當時此棺内へは何物をも存せざりしと云ふ。

中棺は長六尺三寸、幅三尺、底及四壁の厚四寸五分、屋根形の棟四尺七寸、蓋の厚三寸五分、高三尺七寸、本棺は四注形の蓋の横面には冥形の陰刻あり、發掘當時朱詰の白骨幾分、五寸餘の劍



上楠田古墳實測圖

の破片と、直徑二寸の腕環を附屬せる銅釧一ケ、及鍍銀せる銅器の破片を見出し、蓋の中央に方一尺位の孔を穿ち野石を以て之を覆ひありしと云ふ。

小棺は長四尺四寸、幅二尺、屋根形棟の長三尺三寸、底と四壁の厚四寸、蓋の厚二寸五分、高一尺八寸、齒二ケ、劍の破片と甕二ケ、鐵製刀子の殘缺入れありしといふ。

濱田博士所説の一節に、此棺中に葬られた人は恐くは土地の豪族で、大棺には主人、中棺には配偶者、小棺には小兒が瘞められたであらうとは誰人も想

像する所であるが、なほ其内から發見せられた齒や骨を精細に研究すれば、確かなる事が知れやうと思ふ云々。

石人 凝灰岩に刻まれし立體的の武装せる立像にして下肢缺失せり、高三尺五寸頭部減

損して明瞭ならず、久しく仰臥して落葉裡に埋まりし爲か背部は毀損せず、甲は高五寸弱、桃形をなして周圍を四段に分ち、連接せる三角形を彫刻し二條の陽刻部を朱にて抹し、鏝は幅三寸鉦頭を示せる小き圓形を點す、冑は前背共に分ち、段を隔て、連接せる三角を彫刻せること甲に同じ、草摺は輪狀に刻して七段となし相隔りて朱を塗抹し、其外頸肩及袖に當る部分にも赤色を認む。(第十一圖)

濱田博士によれば此等甲冑の具合は埴輪土偶にも多少現はされておるが、此の石人程明瞭に示されているのはない、古墳から發掘せらるゝ鐵製の甲冑は破損腐蝕しているものが多く、且之を着用している姿は僅に此の石人によつて髣髴せらるゝのみである、神功皇后や武内宿禰の如きは、正に斯の様な武者振で韓國と事向あられたであらう云々。

石神に關する柴田常惠氏の調書

筑後國三池郡二川村大字上楠田ノ北部ニ偏シテ東方ヨリ西方ニ走レル一丘陵アリ村社天満宮ノ祠後ヨリ直チニ北方ニ登ルコト約三丁ニシテ里稱石神山ト名ヅクル丘上ニ達スベシ一脈ノ丘陵中ニ在リテ最高地點ニ屬シ眺望極メテ佳良筑紫平野ノ大半ハ之ヲ一瞬ノ下ニ納ムルニ適ス古來石神ト呼ベル石製ノ神鉢一軀南面シテ存ズル外ニハ別ニ祠宇ヲ設ケル事ナク纔ニ數株ノ稍々大ナル樹木生セルノミ賽者ノ此處ニ登ルモノナキニアラネド毎年九月二十六日ヲ以テ祭日ト爲セルニ止マリ祭神ノ如キハ殆ンド定マル所ナシ神鉢ハ武裝セル立像ニシテ現存部ノ總高三尺五寸弱顔面漫漶シテ明瞭ナラザルト下肢ニ當レル部分ヲ全ク欠損セル外ニハ一二ノ毀傷個處アリト雖モ幸ニ甚ダシキニ至ラズ其下肢ニ當レル部分ノ如キハ欠損ノ狀態ヨリ推定スレバ單ニ圓椎形ヲ呈セルニ過ヤザリシヲ以テ殆ンド製作當時ノ全形ヲ知ルニ適セリ其甲ハ高サ五寸弱桃形ヲ爲シテ周圍ヲ四段ニ分チ連接セル三角形ノ彫刻ヲ施ス事ニ條陽刻ノ部分ニハ塗抹スルニ朱ヲ以テス綴ハ巾三寸許鉦頭ヲ示セル小サキ圓形ノ凹ヲ二列ニ點ス冑ハ前背共ニ五段ニ分チ段ヲ隔テ、連接セル三角形ヲ彫刻スルコト甲ニ等シク即チ三段ニ之ヲ示セルナリ草摺ハ輪狀ニ刻シテ七段ト爲シ相隔リテ朱ヲ塗抹スルニ止マリ製作頗ル簡樸ノ狀ヲ顯ハス朱ハ前記ノ外頸肩及ビ袖ニ當レル部分ニ塗抹ノ狀態ヲ認メ得ベシ甲ノ桃形ヲ呈セル事綴ノ比較的小形ナル事冑ニ袖ヲ欠ヤ旛檀鳩尾ノ兩板ヲ示サザル事草摺ヲ單一ナル圓形トナシテ數

板ヲ造ラザル事及甲ノ鉢背ノ胸板等ニ三角形ノ切目ヲ附スル等ハ大ニ近代ノ製ト異ルモノアルヲ知ル我上代ノ墳墓タル所謂古墳ニ於テ其内
部ヨリ往々當時ノ武器ヲ發見シ又其外側ヨリ埴輪人形ヲ發掘スル事アリ此等ノ資料ニ依リテ推究セラレタル武器ノ状態ハ此神鉢ニ示セル所
ト相似タル所アルヨリ之レニ示セルハ少クトモ奈良朝以前ノ武裝ヲ現ハスモノナルト共ニ其製作マタ當時ノモノタルヲ知り得ベシ

此種ノ類品ハ近年肥後國ニ於テ發見アリシ外ニハ從來筑後國八女郡下廣川村大字一條ノ石人山同郡長峯村大字吉田ノ岩戸山ニ於テ發見セラ
レシノミニシテ之ヲ世ニ石人ト稱ス而シテ其人體ヲ爲セルモノニハ服裝ニ平服武裝裸形ノ別アリ姿勢ニ直立ト跪立ト存シ彫刻ニ立體ナルト
平面ナルトアリ外ニ馬及ビ埴ノ數ヲ示セルチモ存セリ石人類ノ現ニ世ニ知ラル、モノ約三十個ニ達スト雖モ多クハ斷片ニ過ギスシテ完全ノ
見ルニ足ルベキハ四五個ヲ出デザルナリ上桶田ニ石質彫法等全ク八女郡發見ノモノニ相似タル武裝直立體石人存在セルコトハ嘗テ地誌類ニ
記スルコトナク漸ク里人ノ石神トシテ尊崇スルニ止マリシガ本年四月其所在地點ヲ發掘シテ三個ノ石棺ヲ發見スルアリ尋テ八月ニ入り東京
帝國大學ヨリ之ガ調査ニ赴クモノアリ始メテ八女郡以外其地ニ古來石人ノ存在スルコトヲ廣ク認ムルニ至レリ

石人ノ事ハ古ク釋日本紀ニ筑後風土記ヲ引キテ筑紫ノ國造磐井ノ墳墓ニ石人等ヲ樹テシ由テ記セリ磐井ハ雄略天皇ノ朝強暴ニシテ王命ニ違
ハザルヲ以テ誅伐セラレシモノニシテ一條ノ石人山ハ即チ其墳墓ナリト稱セラレヌ吉田ノ岩戸山ニモ其存在ヲ認メラレバ石人ハ敢テ磐井
ノ墳墓ノミニ限ラレザルヲ知ルベシ然レモ發見地ガ何レモ上代ノ古墳墓ナルト他地方ニ於テ極メテ類例ノ乏シキヨリ推セバ當時筑後地方ニ
ノミ埴輪ノ如ク墳墓ニ樹テラレシモノナルベシマタ一條ノ石人山ニシテ果シテ磐井ノ墳墓ナリトセバ此石神山ノ石人モ製作ノ相似タル所ヨ
リ雄略ノ朝(約一千四百五十年前)ヲ距ル遠カラザルモノタルヲ推知シ得ベシ

此石人ガ八女郡發見ノモノト酷似スルハ或ハ彼ヨリ移動セシモノナラズヤトノ疑問ヲ捕ヘ得ヘシト雖モ此地ニ存スルハ既ニ久シク決シテ近
世ノ事ニアラズ然ルニ一條ナルハ貞享元年(二百二十七年)前吉田ナルハ文化五年(百〇三年前)始メテ發見セシ所ニ屬シ其以前ニ於テ絶テ之
ヲ云フモノナク慶長中(三百年前)田中吉政ノ福嶋城ヲ築クニ當リ此等ノ石人ヲ運ビ毀テテ壘壁ノ用材ニ使用セシ程ナルヲ以テ當時以前ニ之
ヲ南方數里ヲ隔テ、交通ノ便少キ此地へ移動スル理由ヲ想像シ難ク既ニ此存在地點ガ石棺ノ發掘アリテ上代ノ墳墓タルヲ証スル上ハ最初ヨ
リ此地ニ存在セシト認ムルヲ至當ナリトス

此古墳墓即チ石人ノ存在地點ハ三段ノ圓塚ニ築カレ現存ノ状態ニ於テ高サ約三十尺徑五十尺許周圍ニ埴輪ノ圓筒ヲ樹テ中央ニハ大中小三個
ノ家屋形石棺ヲ置キ石椁ヲ築クコトナク石人ハ即チ石棺ノ上部ニ存セシナリ石棺ノ大ナルハ長サ七尺九寸巾三尺八寸中ナルハ長サ六尺三寸
巾三尺小ナルハ長サ四尺四寸巾一尺内側ハ三者共ニ朱ヲ塗抹ス内部ヨリ發見セシハ銅劍一個ニ止マリシト雖モ既ニ發掘ノ形跡ヲ有シ且ツ往
年隣國ヨリ密ニ來リテ之ヲ發キシ由ノ傳説存ズルニ徴スルモ重要ナル遺品ハ盡ク先ニ取り去ラレシ事アルヲ認メザルベカラズ又其東叅數十

間ノ處ニハ數個ノ小形圓塚存在セルハ恐ラク陪塚ト見ルベキモノナルベシ

一古墳内ニ三個ノ石棺ヲ置クガ如キハ未ダ之レヲ聞カス發見ノ銅劍ニ小遊離環ヲ附セルモ亦其例ニ乏シク埴輪圓筒ト共ニ彌生式土器ト稱セラル、埴製ノ土器ヲ出セル陪塚ノ椰石ハ自然ノ岩質ヲ穿テテ利用シ居レル如キ何レモ研究ノ實ト爲スニ足ル事項多ク特ニ其塚上ニ石人ヲ樹立セシムル事ニ至リテハ考古ノ資料トシテ有益ナルト共ニ此古墳ハ少クトモ地方ノ豪族ヲ葬リシモノタルベケレバ當時ノ地方史ヲ推究スル上ニ於テモ亦尊重スベキモノト云フベシ

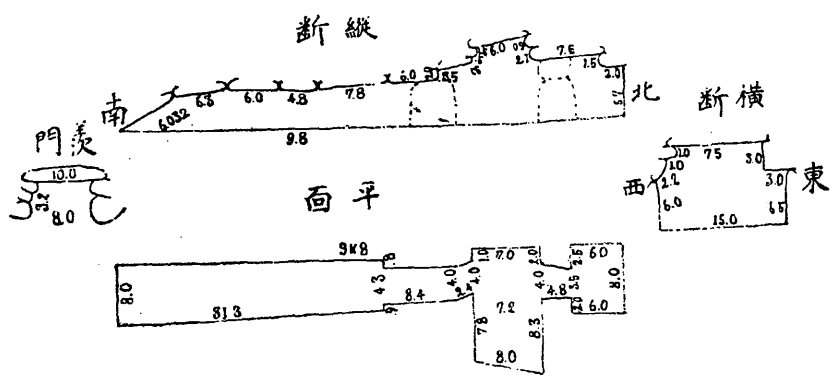
筑後國御井郡國幣中社高良神社ニ藏スル齊衡三年(千五十五年前)筑後國神名帳ニ據レバ正六位上埴生國王神同栗栖田神アリ埴生國王神ハ何處ニアリシヤ明カナラザレ共栗栖田神ハ今ノ楠田ノ地ニ存在セシハ殆ンド疑ナキニ關ラズ上下楠田ノ地ニ於テ之ニ擬スヘキ神社ノ存スルモノナシ村社天滿宮ハ石神山ノ南麓ニ在リテ位置ノ形勝ヲ占メ奉祀ノ年月詳ナラザレド或ハ古ク石神山ニ葬レル豪族ヲ祀レル神社ナリシガ後世天滿宮ノ祭神菅原道真ノ遺徳ヲ追慕シ各地競フテ之ガ祠ヲ營ム項混亂シテ單ニ天滿宮ト稱スルニ至リシモノニシテ其以前ニ在リテハ栗栖田神社タリシニアラザルカ之レガ考説ハ尙將來ニ待タザルベカラザルナリ

(乙) 裝飾あるもの

筑後地方に横はる古墳中には石棺の内側に彫刻し、又は石室の柳壁或は棺の附近に樹てたる椰障に朱若くは其他の色彩を以て物象を模寫し、又は各種の幾何形体を描出せるものありて考古界の注意を惹けり。

斯る裝飾を施せる墳墓は他府縣に幾分の例なきにあらざるも、其數量の多くして多様なるに至ては、肥後を除くの外我が筑後に比すべき所なし。

裝飾は其一は實物を模せるもの即ち刀劍、矢根、矢筒、斬、盾等にして祈願奉獻の意義より出でたるものなるべく、則ち冤除け武徳の表彰など、稱せらる、其二は純模樣式にて圓、同心圓、對角線、三角、菱、直弧紋又は厥手の如き類にて、圓は大陽或は鏡を表徴せりと言き、其對角線、三角、菱、直弧紋は織物又は編物の對象物によつて生じたるものとし、厥形は植物の花木より便化せりと言解せらるれど目下は尙研究中に屬するものなり。裝飾古墳の時代は、出土せし副葬品によりて比較的新しきものに屬し、彼の筑紫國造磐井の頃より佛法渡來頃迄のものなるべしと考ふる學者多し。



楠名塚石室實測圖

(1) 楠名重定古墳

一、所在地 浮羽郡椿子村大字朝田字楠名六八八番地外六

筆

全上字重定六八一番地ノ二外四筆全上大字西隈上字市

木六二八番地外二筆

地目地積 宅地山林墓地官有地計二千百二十二坪所有者

國武保平氏外十二氏

筑後軌道上千足停留所より東南二丁

一、現状 前方後圓型なれども、西方の前方部著しく破壊

されたるを以て外形の實測不可能なれども縦二十八間

一尺横二十四間一尺後圓部の高二十八尺ありて樹木繁

茂せり、礎を登ること數十級八幡宮の石祠と大明神と刻

せる石の塔あり、段塚の形跡なきも丘陵を利用せず平地

に壯大なる盛土を以て築造せる其規模の大なるは、古墳

中の巨頭なり世に朝田重定の古墳と稱す。

本墳と一條の道路を隔て、連絡を保ちつゝ相對向せる

古墳あり竹篠叢生したる圓墳にして縦二十三間一尺横

十六間四尺高十九尺大正十一年本墳と重定とは分離すべからざる古墳として内務省より指定せられ楠名重定古墳と命名せらる。

石室と裝飾 重定は地盤の上に横穴式石室の構へあり、其石材の巨大なると奥室正面に棚の如き突出部ありて室内に二階の如き構へあるは世の注視を惹けり、美道より奥室迄八間三分、室内を分けて前室奥室の二區域を設け、其奥室には朱にて裝飾を設けたり、第十二圖は文政八年(紀元二四八五年)久留米藩矢野一貞村上量敏兩氏の寫生したるものにして、當時の記事に「朱書者磨滅過半其稍分明者二十七とあり、就中奥室右方の槨壁二間に一間餘の一枚石には矢を負へる人形の背面を描くこと十四ヶに及び、其人形の大なるもの長一尺三寸横巾九寸に及ぶ、玄室左側面には重心圓の二列に並列せられたるものにて、朱象明確を缺ぎ數量分明ならず、又此奥室に入るべき門槨には反對に左側面に矢を負へる武人を描き、右側面に重圓の描きありて室内の朱象全部二十七ある旨を説明せり。」現今は朱色頗る褪せて分明に其形貌を辨じ能はざるに至れるを遺憾とす。

楠名の石室は全長九間八分、復室にして前室は奥室より倍大なり、而して羨道より奥室迄屈折の甚しき構造は異例のものに屬す又石槨の何所にも裝飾の痕跡を見ず。

(附) 重定槨面の紋様には種々の解釋あり平田篤胤は神代文字の一種となし、或は古代人葬儀用の紋様と論じ、又は埴輪の略製となし、又は征箭を負ふ軍人の背面と環頭の劍及盾の一種とし是皆殉死を代表する具に成れるものとせられたり。

一、本墳指定 大正十一年三月八日内務省告示四十九號にて指定せられ、管理者は椿子村となり左の説明を與へらる

説明 本古墳は前方後圓型ト認メラル、モノナリ、其兩部ニ各石槨アリテ、羨道ハ南方ニ開キ、後圓ノ石槨ニハ朱色ヲ以テ矢筒及鞆ノ狀ヲ描寫セリ。

注意 許可ナクシテ石室内ニ立入ラザルコト

許可ナクシテ境界内ノ土地ノ現狀ヲ變更シ又ハ竹木等ヲ伐採セザルコト
右注意セラレタシ若シ之ヲ犯ス者ハ國法ニ依リ處罰セラルベシ。

(口) 塚花塚古墳

一、所在地 浮羽郡椿子村大字朝田字塚花一、二、三、五番地ノ一外二筆、地目地積は畑と田と合せて五畝十八步同地矢野源藏氏の所有重定古墳より東南約四丁姫治村へ通路の左側にあり

一、現狀 田畝の間に一圓丘をなし丘上疎に竹を生ず、高十九尺長十五間八分、頂上に地藏塔を置く、明治二十六年の交道路を開く際前部を破壊し外部の形狀變化して方墳の形を呈せり。

石室 地盤の上に石室を築けるものにて、羨道は西に向ひたるが大部分は消失し入口幅四尺高二尺五寸ありて之より奥壁迄二十四尺四寸あり。奥室は三味線の胴の如く中部膨大して前後狭小となれる構造なり。

道路を開く際に内部を發きし由なるが、當時奥室には高約二尺五寸、幅二尺、厚一寸位の扁平石を並べて箱形の一區域を設け中に川原石を充填しありしと云へは塋内更に柳障の設ありしを知り得べし。(柳障の石は目下所有者の宅地内の溝川に架せり)又前室の門柱をなせる石に鐵柱を通せるが如き孔

ニケ穿ちありて、下に七寸四方の凝灰岩の臺石あり圓線を陰刻し上面に深三寸徑一寸の孔を穿ちあるより推せば前室の入口には扉を閉す設計ありたるものと想はる。副葬品として金銅張の四脚臺、徑五寸の菱形の鐵具多數銀鉄を打ちあり鐵鏃、轡、太刀、玉類、小玉サンゴ色の小玉大小四百瑪瑙製ならんか大甕香燒の類を發見せし由なるも散逸して現存せるものなし。

裝飾 室内には朱と藍とを以て各種の模様を描き、比較的明瞭に其畫を看取するを得べし。奥室の正面は高八尺、横六尺四寸の一枚石に圖の如き模様を描けり。模様は蕨形を便化して華かなる模様を朱と藍との二色によりて描出し、又重圓三角の如き幾何形體に楯の如き物象を加へて配列せるを見る。本古墳の室内は地盤より幾分卑きを以て梅雨の候は浸水するが故に下部の紋様は剝脱して上部の明かなるが如くならざるを憾む。第十三圖

一、指定 本墳は大正十一年十月十二日内務省告示二百七十號にて指定され管理者は椿子村と定め左の説明を附せらる。

說明 本古墳ハ其周圍削リ去ラレテ著シク舊狀ヲ損セリト雖モ略圓形ヲ成セリ、羨道ハ口ヲ西方ニ開キ竝室ハ二室ヨリ成リ、石室ノ内面ニハ顔料ヲ用ヒテ文様ヲ描ケリ。

注意 楠名重定ニ同シ

(八) 日ノ岡、月ノ岡古墳

一、所在地 浮羽郡千年村大字若宮、郷社若宮八幡宮境内、日ノ岡古墳區域九百四十五坪、月ノ

岡は社地百二十坪外山林及畑三反七畝十六歩

筑後軌道上吉井停留所より東北四丁

一、現 狀 久留米市日輪寺古墳と同じく筑後河の流域に近き平地に營まれたるものなり日ノ岡月ノ岡共に前方後圓型にして、若宮八幡社森林中に在り東西相並んで共に西に向へり。

日ノ岡 日本書紀傳によれば周圍八十間、高五間とあれど現在は形態大に變じ、前方部の高十一尺、後圓部の高十三尺、全長四十七間一尺あり、後圓部の頂上は現今縦七間、横九間二尺の平坦部ありて境内神社等の設けあり、環隍は其形跡なくして、五十四坪の地積を有する小圓墳の陪塚其前方に横はれり。

日ノ岡の石室は地盤の上に築かれて、羨道は西々南に向ひ、玄室は其正面に大なる石を用ひたる外は小形の扁平石を積みて橢圓の形狀に擴穴を營めり、東西十二尺七寸南北八尺七寸あり。壙内より羨道への方面を検すれば、高五尺、幅三尺四寸、長四尺の通路あれども塞閉せり。

玄室の裝飾 正面にある大石(縦六尺 横六尺八寸)に同心圓三ヶ宛二段計六ヶと、蕨形三角等を配置せり、同心圓の色の配列法は上段の中央にあるものは外環朱色、直徑一尺六寸五分、其次は黄色、一尺三寸五分、其次は青、一尺一分、其次は黄、八寸五分、次は朱、六寸にて中心に達せり。(石井眞太郎氏報告)

他の扁平割石、蓋石にも同心圓、三角、蕨形、及楕形等を多數描出せり。(蓋石一枚は壙底へ墜落せり)

本墳は明治二十年八月故坪井博士によつて發掘され、夙に學界に紹介せられて著名のもの

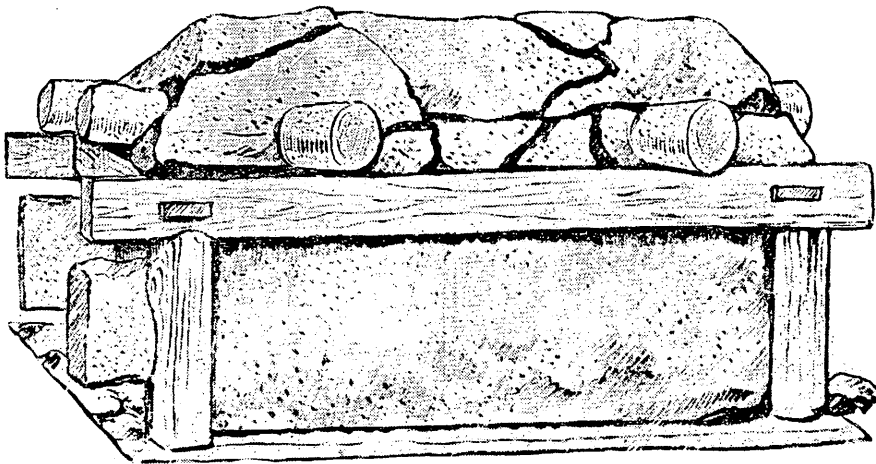
となれり、但し舊記によれば羨道の入口は開放されし由なれば發掘當時以前既に人の出入せしは疑なし、當時博士の注意により多少の修理を加へて、羨道を閉鎖し、玄室の上部より梯子によらざれば墳内に入出し得ざるが故に裝飾模様等よく保存され居れり。副葬品の調査されたるものなきは遺憾なり。

月ノ岡ノ石棺

月ノ岡 は比較的前方後圓型の墳丘を保存せり、前方部の前端は桑園となりしため損傷せられたる憾あれども其他は稍完形を保有せり、長五十二間二尺、前方部の高二間四尺、後圓部三間二尺、環湟の跡ありて東西南の三方は今尙小溝ありて通水せり。

石室 は全部解除し、玄室一部の石及蓋石二枚は元神幸地に通ずる小字國光用水溝に架せる石橋に使用し夫婦橋の名を附せらる。其他の石材は後圓部に祭祀せる月讀ツキミ神祠堂カミの礎石及芭蕉翁の句碑と其台石等に使

用せらる、又本石室に積みたりと思はるゝ扁平割石の幾分は同社の柱の台石と、附近の石垣に使用せられ昨年朱色に染められたる破片を發見せ



し事あり。

石 棺 大なる石棺、後圓部の中央地盤より二間二尺五寸の上層に置かる、石棺は浮羽郡山北産の通稱山北石と云ふものゝ剝拔で、石質は多孔質粗鬆にて一見凝灰岩と見ゆるも、安山岩の含有瓦斯を放散して凝固したるものと認定せらる、棺は四枚の切石を長方形に組立て石と石との接合する部分は一方を刳りさげて接觸部の動かぬ様に切組めり、棺身高二尺五寸、長七尺六寸、幅四尺一寸五分あり、蓋石は四注形造り、屋根の直立一尺四寸五分、縦八尺四寸七分、幅四尺一寸五分、兩側に四角扁平の石棒四ヶ所附屬せるが長五寸各幾分の差を有せり、棺蓋にも圓の石棒各側に各二ヶ所八ヶ附屬せるが長六寸二分、直徑八寸、是亦各少異あり。(圖に木材の使用しあるは破れたる石棺を支ふるため假設せしものなり)

副葬品 月ノ岡は文化二年紀元二四六五年若宮八幡宮祠官發掘して副葬品も之を明かにするを得たり、石棺内には中央に玉數百個、兩端に劍と鏡とを藏し、棺外より多數の武器其他名稱不明のものを多く出土せり、甲冑八領の中、金を鑲めたる兜のマビサシの下に瓔珞を夥しく飾りたるものあり、馬具諸調度品は鍍金のもの多く、礪石の上端には銀板を覆ひ紐を施せしと云ふ。

鈔鉸は革帶に取付らるゝ金具にて其華麗なる鉸の金具に銀を用ひしにても知らるべく、又帶金具に方形の孔を穿てるは各種の飾を垂下するに適する構へなるべし、礪石の如きも貴重品として裝飾に擊垂されたるものなるべしと云ふ。(第十四圖參照)

刀劍、矛、鏃等は無數腐爛凝結して舊容を存するもの甚稀なり、當時の祠官三善武真氏石室

の四邊を開放し室上に一祠を建て、月讀神を祭り、其古器物は別に大小の函を製して之を收めしが漸次紛失して今は甲冑の殘片、直刀、鏃、土器、埴輪の類殘れり、出土品の大部は矢野一貞翁の將士軍談に寫生せられたるもの多く、第十四圖は其一部を寫したるものとす。

發掘當時届出の文あり左に寫す

文化二年丑年二月生葉郡若宮八幡宮神主安木大炊屋布裏セキクラに月ノ岡と申傳候丘御座候處、頂上に石差出居候を去る子十一日堀見候處、蓋石と見へ長七尺幅三四尺の岩四ツ竝居候に付、東の方少堀見候處武具品々腐居候に付其儘埋置、昨十一日又々存立私共も招に應じ罷越見候、丘の頂上に石四つ並び候東西に口を明掘候處、鎧兜八領朽鎧の金物夥敷出申候内鐵は全腐形計相殘候、刀劔鎗鉞の類數多出申候、金銀銅の類は少も腐不申、右は蓋石の下に祠と相見へ切立口にて入念候仕立の物御坐候、其周りに右の武具類立居申候、南北も掘候は、同然武具類出可申様相見候、東西祠の際迄掘其儘差置申候、右の段申上候

以上

二月十三日

古賀 幸作

石井 左衛次

月ノ岡神社石窟隱没の靈場掘開覺

一、私屋敷之月ノ岡竹林御座候、頂上に小祠有之、往昔より東ノ山を日ノ岡と云、西ノ岡隱没に及候事嘆敷存當霜月竹林を切開見候處、大石少し相見へ候に付其左右を相改伺見候に、石壘を築き大石四ツを覆候石窟の體に相見申候

一、東方の石垣取除候處、石室の内は土砂充滿仕候間其土砂を取除見候處、甲冑の腐ちぎれたる其胴二ツ相双び、其内に兜一ツ充入居候其後に太刀一振、箭根數多相見候間、神慮

を恐れ早速元の通埋置申候

一、有謂靈物腐滅仕候義嘆敷奉存候間、窟中の土砂を除き清淨に仕、奉安鎮度奉存候事

一、山上の小祠稻荷、荒神、天神三坐にて本は山腹に御座候、安本大炊武真敬書以上

(附) 大宰府管内志に云日岡に大神宮あり、月岡に稻荷社ありしと云を。今は月の神を祭れり云々

(二) 富 永 古 墳

一、所在地 浮羽郡福富村大字富永字東内畑一四五〇番地高倉貞吉氏宅地竹林中

筑後軌道竹重停留所より南約二丁

一、由 來 今より百二三十年前、當古墳の隣地にある稻荷社前に猿田彦神の碑を建る爲に本墳の上蓋を使用する事となり、墳内に土壤を容れて上蓋の陥落を支ふべく決定せしが、着手の前夜墳内に棲息せる狐が發起者の宅前にて頻りに悲鳴せしかば之を中止、他より碑石を持來り社前に建てたり、其後狐は墳内に生活し能く人に馴れ子を連れて白晝附近の地を往來せしが、或時代に村の婦人を誑かしたる罪を問はんとて、青年等が狐狩をなしたれば之より狐は絶へたりと傳へらる、本年四五月の交持主が石材の入用ありしかば、上蓋を破碎したるに埋藏品ありしを發見し届出でたるものなり。

一、現 狀 本村は古の物部郷にして、第四紀洪積層の平地に屬し、附近にも大小五ヶの古墳ありしが軌道敷設の際に破壊せられて消失し、現今竹重驛附近の民家の地内に裝飾せられし石槨の埋没し、又は附近に散亂せるを見る事あり、唯此墳のみ軌道より稍離れて而も竹林中

にありしため存在せしを、今回遂に破壊せらるゝに至れり、
本墳は圓塚にして直径四十二尺、高は調査の際は六尺に減じたれども、原形は十尺内外のものと推想せらる。

内 部 棺を地盤の上に横へ周圍に石室を設けて石蓋をなし、其上に壤土を盛上げたるものなるべく、羨道は南西に開き入口の高四尺、壙内は單室、橢圓形に花崗石(多少加工の痕あり)を横積にし約東西一間八分、南北二間八分、高六尺に過ぎざる小規模のものなり。

埋葬の當時は玄室の正面に木製の棺を置き、棺の周圍に沿ふて二尺内外の柳障石十數枚を並べ樹て、礫石を詰め込みて石蓋を施し棺を保護したるものなるべく思はる。そは鐵のカスガイ七八ヶ内部より出土せしは棺木に使用せられし物なるべく思はるればなり、柳障石は輝石安山岩にして厚さ一寸乃至三寸位の板狀節理の物を使用し、各種の模様を石面に描き裝飾とせり

装 飾 石室を造れる花崗石には同心圓、圓、三角其他の形態を朱にて塗り、柳障石には朱と藍と外に腿色せる一種の色彩(白と云ふ人多し)を以て各様の形體を描出せり。第十五圖右方の分は其色彩最も鮮明なりしを以て薄紙を展して寫取りたるものなるが原石は内務省へ送附の途上荷造不充分のため破壊せり、其模様は盾に鏃を添たるもの或は武人の背面なるべしと解する人あり、左方は稍明かなりしとき見取圖となせしものなるが原石は後數日間梅雨に曝されて腿色せしは惜むべし、此繪は鏃と矢筒なるべしと解する人あるが確言しがたし、

(本石は上下の區別分明ならざるも幅の厚さ上端の厚みに朱の施しあることによりて上下を區別したり) 此外柳障をなせる石には裝飾多きも幾何形體のもの多く、統一せる模様畫にあらざるが如し、又蓋石にも幾何形態の描かれあり



部一ノ刀直類器陶品葬副墳古永富

一、副葬品 裝飾古墳中副葬品の確實分明なるは本墳を最とす但し、發掘の際には壤土の墳内に充滿したれば其排列の位置等は不明なり、其主要のもの左の如し。

齋部陶器

台付埴 二

(甲)三角透三段高一尺四寸
(乙)長方形透二段高八寸

埴 一

高八寸口直徑五寸五分

高 杯 二

(甲)三角透高四寸
(乙)脚異形高三寸二分

提 瓶 二

鈎形耳附 乙 甲 高六寸
五寸

吸 壺 二

(甲)高五寸
(乙)四寸

上圖右方の分は前記壺付埴(乙)の上に高杯の(乙)を逆に重ねて寫せり

武具及鐵器

直 刀 二

(甲)三尺七寸 二折
(乙)一尺八寸 半折

鐵 鏃 數十

腐爛小形

斧 頭 二大小

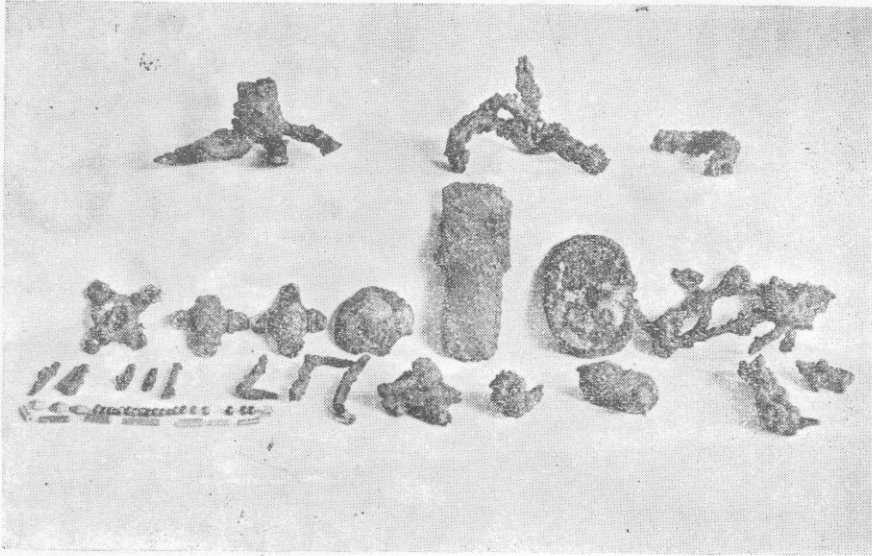
(甲)袋柄 長五寸四分 尖頭巾二寸七分
(乙)同 三寸三分 全 一寸五分

鋌 五六ヶ

長 三寸五分 厚み三分
曲り一寸五分

熊 手 一

現在の三ツ股に同じ 手は四ヶ附着
袋柄 直徑八寸



部一ノ物金品葬副墳古永富

玉類

切子玉 一

水晶 長三分

切子玉 三

出雲石 長三分

管玉 七

出雲石 長六分七厘

丸玉 十七

硝子 紫青其他

馬具

鐵轡 二

(甲)橢圓形金銅張鏡板付直徑短二寸八分長三寸七分
(乙)鐵線を綯ひて造れる十字形鏡板付

雲珠 三

(甲)貝入
(乙)(丙)鍍製 大破損

雲珠を繋ぐ鎖

破損

手綱 鐵製破損

鉸具 一

右の外雜品

(木) 乘場古墳 (別稱奈良山古墳)

一、所在地 八女郡長峰村大字吉田字乘場一六四

○番地外一筆、地積一反三畝歩、民有山林所有

三井電鐵吉田停留場より東北五丁

一、現状 岩戸山古墳と數丁の距離を隔て長峰丘陵に横はる古墳中の大なるものなり、西向の前方後圓型にして前方は墾きて墓地となせるため原形を傷けり、後圓部は横穴式の大石槨ありて美道は西南に開けり、本墳は丘陵を利用して設けられ墳域の明確を缺けるも、境界標を基準として前方部の高さ一丈三尺、後圓部の高一丈八尺、長四十三間後圓部の幅十九間あり、岩戸山と同じく輕き黒色の壤土を他より運び來りて赤き粘土と混用せる形跡あり、完全なる埴輪圓筒の發見せらるゝ事あり。

石室 大石を疊みて復室の大なる石槨あり、美道の入口は高五尺餘ありて奥室迄三十三尺あり。奥室は高一丈六寸、幅八尺七寸、上部は漸次狹小となれること第十六圖の如し。

一、裝飾 本墳の裝飾は幾何形體の同心圓、三角形等に過ぎざるも同種の形を規則正しく並列せるの特徴あり、則ち後室には三角形を四ヶ及三ヶ、前室には同心圓三ヶ若くは四ヶ並列せるを見る、色彩は赤白緑の三色を以て描かれたること稍眼識し得られしも、本古墳は岩戸山と共に觀覽者の多かりし爲著しく其色彩を變じて目下は之が識別に困難を感ずるに至れり。

(附) 此古墳は大正十一年三月内務大臣より指定せられ、左の説明を附せらる。

前方後圓形にして丘陵の頂上部にあり、後圓部石室の壁面に赤白及緑の三色を以て文様を描く、

(附ノ二) 筑後將士軍談に云奈良山は岩戸山の寅の方三四丁にあり、周圍百間周りに堀の形略残れども全からず、古蹟甚多し、石人の殘

缺もあり、直立西の方は二間六分墳頂西より東の端迄二十間五分、朝田の塚など、真に山陵造也云々

(按ずるに石人は岩戸山のもが紛れ入りたるにあらざるか)

(へ) 吉木下馬場古墳

一、所在地 三井郡草野町吉木下馬場二二六三番地外一筆 官有地及民有地山林二畝二歩
所有者上野幸三郎氏

筑後軌道樺目停留場より東南約十丁

一、現 状 平地に築ける圓墳にして高九尺周圍の步測二十三間あり。羨門は西稍南に偏して開口せり。

石室の廣さは圖の如く復室にして羨門は左右の石を一石宛残して破壊せり、(長僅かに四尺さなる幅は四尺七寸)
然れども全長十八尺位ありしなるべし。

奥室の上層は左右より漸次斜に突出し、天井の高八尺八寸二枚の平石を用ひたり、又積石の接合間障は粘土を以て目詰をなし、柳壁には彩畫あり。

一、装 飾 第十七圖前室左壁三ヶの同心圓、後室右方の同心圓は最も鮮明なり。前室右方の紋様には矢を盛れる象と認むる人あるも判然せず。色の種類は朱を中心とし、樺青等を用ひたる形跡あり、石室の構成材は、其背景となれる屏風山に産する黒雲母片岩の巨材を使用せるものゝ如し。

(附) 本墳は大正十三年浦山古墳と同時に假指定に附せらる。

左記記載の古墳は何れも裝飾せるものなれども調査不充分のため詳細の記述を略するこ
とせり。

草野町所在の分

○ 第一 號

一、三井郡草野町大字草野字前畑五百四番地

畑三畝二十五歩 所有者 宮崎準一氏

○ 第二 號

一、三井郡草野町大字草野字薬師下六〇一三番地

山林四畝二十三歩 所有者 上野允子氏

○ 第三 號

一、三井郡草野町大字草野字薬師下六二〇番地

畑二反二十九歩 所有者 上野允子氏

外草野町所在鹿毛塚にも裝飾あるの報に接せり。

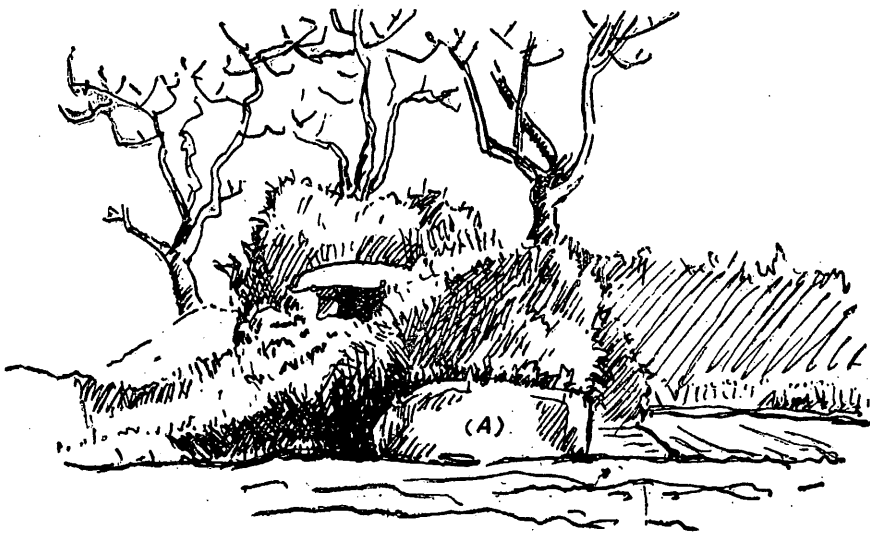
○ 丸 山 塚

一、八女郡長峰村大字宅間田字ウド一〇〇二番地外三筆、山林一畝十六歩所有者池田捨成氏

外二名三井電鐵吉田停留所より東方約十丁

○ 狐 塚

一、浮羽郡竹野村大字知徳字古賀二七四一番地



(A) 石巨ルス塞閉ヲ口門ノ道奠塚狐

筑後軌道下田主丸停留場より西南約二十八丁

(附) 前記草野町第三號の古墳中には「古拙ではあるが動物(馬?)に乗れる一人物が、三旒の旗を長竿につけて持つてゐるのを描いたものであらうと京都帝國大學の島田氏が大正十三年の一月に発見して、同年七月発行の地理と歴史と題せる雑誌に發表せり。

上面は横穴式羨門閉鎖の寫生(狐塚)

(丙) 彫刻あるもの

(イ) 上津荒木浦山古墳

(別稱二軒茶屋古墳)

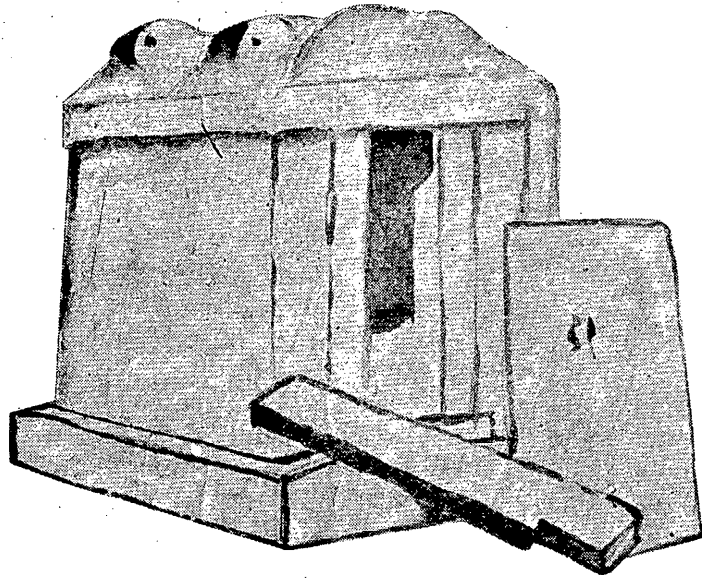
一、所在地 三井郡上津荒木村大字上津荒木字浦山

一三八六番地、山林壹反歩所有者内藤滿城氏

三井電鐵二軒茶屋東北方約二町

一、傳説 高良山の麓より丘陵相起伏せる眺望絶佳の地區俗稱茶坊主山の上にあリ、附近に

も古墳多し、古來古墳を粗末に取扱ふ時は惡疫流行すとの傳説あり、今より約二百年前土農忠衛門藥師如來を其東南に勸請し、八十八ヶ所の指定を受けて古墳の靈を用ひ惡疫の流行を防ぎたりと云ふ、藥師は今に存し參詣者少からず。



石 棺

一、現狀 前方後圓型なりしと云へと一見すれば圓墳に異らず、丘陵の頂上陵夷せる一區をトて方八間餘の平坦部の西南に偏して石室あり石室の附近に小松數本を生せる外禿山となりおれり、葺石と埴輪圓筒の破片稀に發見せらる。

本墳は京都帝國大學文學部考古學研究報告第三冊に詳細記述せらるゝにより其要領を左に摘記すべし。

石室と石棺 蓋石の一部除かれて上部より壙内を觀るを得べし、石室の平面は長方形の狀をなし割石を横積にして長約八尺幅五尺あり上層は漸次相迫りて上端は大なる平石二

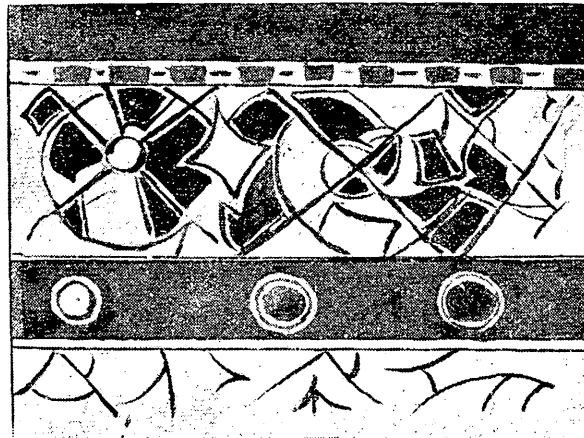
枚を以て天井とせり、

石棺は石室の内部を填めて上部と前方との外は空隙の餘地なし、棺は凝灰岩にて精巧に構

へられ稍完全に其形體を保存せり、蓋の全長五尺六寸幅約三尺六寸一石より成り、外部は四注の屋根形をなし兩側に各ニケの突起を有す。

棺身は底面に於て長六尺二寸、幅二尺七寸、高三尺五寸四壁内面は平滑にして其の上に紋様の彫刻を施せり底には二片に破壊せる石枕ありて中央は頭形に刳取らる。

棺の前壁には大なる窓口を縁取りて窓口より太き蓋石を以て外部より開塞し得る様門仕掛の仕構をなせり。



石棺内ノ彫刻ト色彩トハ赤色

のものを編み合せたる形に發せるものなり、石棺の前壁の外面及内面と門石の外部に向へる一側には、直弧紋と同系統にして簡單なる手法に出る一種の杳形紋を並行線中に收めたるものを以て裝飾せり。

石棺内部の直弧紋上には丹を以て其各部を彩色せり石枕及窓蓋石にも亦朱塗の痕あり。

發掘及副葬品 今より五十餘年前彦山の記念碑を立んとし其石材を採取するの目的を以て發

掘せられ、當時人骨及刀劍を發見せしが、後十年久留米藩士某再び之を發掘して曲玉、金環等を獲たりしも病を得中止せりと云ふ。大正六年地主内藤常太郎氏の承諾を得て辻徳太氏復た之を發掘し、甲冑の破片等を拾得し始めて石棺の内部に模様を彫刻せるを明にしたり此等發見物は其實物の所在を詳にせず之を實見するに及ばざるを以て今之を記述することを得ず。

本古墳は軍隊の演習頻繁に實施せらるゝ場所にあり、隨て破壊の憂あるが故に大正十三年三月内務省の照會により知事より假指定を行ひ、適當の保存法の講ぜらるゝ迄之を閉鎖せるが故に目下は之を觀覽するを得ず。

(口) 日輪寺古墳

一、所在地 久留米市京町字七丁目日輪寺境内、禪宗臨濟派日輪寺

省線久留米驛より西方約三丁

一、傳説 古來安徳天皇の御陵なりとの傳説ありて古記録書類多し、墳上に觀音堂ありて天皇を祭れりと稱す、元來日輪寺は市内篠山城の東南にありて、天皇に緣故ある墳墓ありと傳へし由なるが元和中久留米藩祖有馬氏入國の際、篠山城を擴張するため換へ地を日輪寺に寄せて現地に移轉せしめしにより、墳墓改葬の如何は不明なるも、本古墳上に觀音像を安置して天皇を祭りしたため本古墳が御陵なりとの傳説を生せしものならん。

一、現狀 本墳は南向の前方後圓型なるも、市街地にあるを以て南東の部分は隆起せる土地を

削去せられおるも尙瓢形の舊形を想像し得べし、上部は平坦に均されたるが尙高さは二間乃至二間半に達し、主軸の長約十五間、前方の幅約八間後圓部に於て十二間あり、人工を用ひて土を盛上げたるものと認めらる、埴輪圓筒の破片を藏す。

一、發掘 明治四十五年三月卅日當時兼務住職關無庵氏の時發掘せり、當時保安課高川鐵馬氏の記述書によれば、觀音堂暴風雨に吹倒されたる際、礎石の直下より發掘して地下約二尺六寸の場所に幅二尺、長三尺の平面切石一ヶあり、又約二尺を掘下げて前同様の石を發見す次で周圍に約七尺の長方形の石室あるを發見し、尙掘下げて地下四尺八寸の位置に凝灰岩より成る石棺の方形に切組まれあるを目撃せり、棺の高さは一尺七寸三分、厚五寸五分、長は南側に於て六尺六寸五分、北側五尺七寸五分、東側五尺七寸、西側は(中略)通路設けられしもの如く二ヶの柱石並立し(甲^ハ五尺五寸 乙^ハ五尺七寸)北より續くべき棺石と北側の西の棺石と接合すべき棺石とは共に缺けてあらざりし、棺の内面は土砂、堆積せるを以て注意を拂ひ採掘したるに、棺の上部四周には橢圓形の礫石朱に染りたるもの多數發見せられ、漸次土砂中より勾玉、管玉、圓環、小玉類、素燒甕の破片、小皿大小、刀鏃、金具類續出し、次で棺の東北隅に當る部より凝灰岩にて作らるゝ石枕發見せられ、尙棺の内側には彫刻彩色せられたる裝飾あるを發見せり、されど朱丹粘土と共に此彫刻を埋めたれば全部の彫刻は判明に至らず、棺底には綠泥片岩を敷き合せ、其空隙には朱に染りたる小石を並べり、(埋藏物は新調の管に納め棺中の土砂は精査のため七ヶの俵に納めたり云々)其後大正五年觀音堂新築落成し、石室破損の壞壁をも修繕し、堂の背後より石室内に降り得る様になし多少原形に變化を與へたるが、此修理の際中央敷石の一部に隠れ背部を上にし

たる鏡一面を發見するに至れり。

一、蓋石と石室 石室は平板なる割石を積み重ねて穹窿形に作られたるものなるが北及東の部分破壊缺損せるため木材を用ひて之を支へ又最上部にあるべき蓋石なきため、全壙内の高を測ること能はず、又發掘の際に見出されし二枚の板狀砂岩は其用途不明にして初より存在せしものなるか疑問の餘地ありと評せらる、恐くは蓋石の撤去せられたるとき上部より混入せしものなるべし、蓋石と思はるゝものは凝灰岩にして、長き徑約七尺、短き徑六尺二寸厚一尺三寸何時取り除けられしや不明なり、此石に斜十字、十字形、直線形等の彫刻あり、不規則にして其意味を解し難きも當時より彫刻せしか或は後世の惡戯か明瞭ならず。(棺材は八女郡産の火山

岩なるべしと説く人あり疑を存す)

一、裝飾紋様 石棺の一部には磨滅せるケ所あるも、東南北の三面には彫刻せる紋様あることは明かに看取さる、紋様は二重の同心圓と直弧紋との二様より成立す、第十八圖は南壁一部の寫影にして其配列法は甲乙の二大區域を作り、甲は大なる二重圓を線刻し、乙は其區域内に縦横の直線を刻みて長方形の小區域を九ケ若くは十二ケ(東壁には十二ケのものあり)を設け、其内に直弧紋を刻めるものにして、甲乙兩區を互に相交へて之を現はせり、而して南側の面のみ圖の如く略等距離に四ケの小突起あり如何なる理由か分明ならず。彩色は腿色せるも朱の一色を以て之を彩り、甲は圓周の外に朱を施し乙は中央の直弧紋内にのみ朱を抹したるものゝ如く、華かなる彩色法をとれり。

一、副葬品

勾玉二ケ

形稍扁平硬玉質半綠色
長六分と五分

管玉九ケ

一ケは瑪瑙他は出雲石最大九分
最小四分孔は略中央に通ず

玻璃玉、子玉、大中小百四十九ケ瑠璃色其外青綠等

銅環二ケ

徑一寸一分と
九分

石枕一ケ

橢圓形長一尺二寸幅五寸七分厚三寸五分
中央圓く凹む一寸七分帝室博物館に寄納

刀身、鏃

直刀
鐵鏃六十餘

外祝部土器破片

(附ノ二) 本墳は大正十一年三月内務大臣の指定せるものにて左の説明を附せり

本古墳はもと西面せる前方後圓型の古墳なりしも前方部を壊滅し後圓部亦原形を失ひたるも殘存せる封土の内部には横口式石室の主室を遺存す其石室には槨障ありて之に重卷紋と直線及び圓弧より成る紋様を線彫しあり學術上重要なるものなり

(附ノ二) 本墳研究は大正六年版行京都帝國大學、文科大學考古學研究報告第一冊に詳説せらる

(丁) 由緒ありと思はるゝ古墳

古史の載する所我國建國の際國に國造あり縣に縣主あり地方の治者として數百千年其職を世襲し遂に地方に於ける君主の如き氏族を生じたり、又帝都に於ける權門勢家は其子弟を地方に送りて盛に墾田の業を興し遂に土地兼併の豪族をも生じたり、而して此等豪強の氏族は我が國民性によりて祖孫繼承の義を重じ祖先を敬ひ神社を創め墳墓を莊にし以て氏族制度を維持すると共に各種の弊習をも醸生しつゝ、大化改新の時代に推移變遷せり

地方史蹟の偉觀たる所謂石室古墳は當時に築造せられたるものにして而も史上に其片鱗を認めらるゝ氏族の所在地には之に伴ふて宏大

なる古墳の存在するもの多きを常とす、因より記録傳説の其關係を証するものなしと雖も之を上世の墓制より考ふれば兩者の關係を蓋然的に推想するに難からざるものあり因て本題の下に若干の古墳を收むることとせり但し前に記せる古墳も。本欄に入るべきもの多きに言ふ迄もなし

(イ) 與原古墳 (御所山古墳)

一、所在地 京都郡小波瀬村大字與原字御所ヶ山八六八番地外一筆 官有地七反二十七步
省線行橋驛より約半里

一、古記録 太宰府管内志に云『文政四年の頃此山聊か崩敗して大なる石棺出たり、窟の内疊八枚を敷くべし、其内に石櫃あり櫃内に骸骨あり、又櫃外窟の石壁により安坐したる骸骨三人あり、殉葬なるべし甚大なる骨なりと云窟に入て見る内に人の形は崩れたりと云、今は又之を埋めて石窟見へず云々』。豊前國志に云『御所山は與原町の山手にあり、周りに堀ありて中に築山有、形は瓢の如くにて右の小山に文珠の社あり大山の方に拜殿あり、天正十五年豊太閤此所に御陣夫より馬ヶ嶽に入り給ふ因りて御所山と云也、又大兄彦天皇土蜘蛛を討給ふ時御陣を居給ふとも云

故坪井大學教授の與原古墳に關する講演の一節に

『故老の言ふ所に從へば今を距ること(明治二十二年)七十五年、文化十三年大風のために山上の松樹が倒れて其枝が深く山に折れ刺さつた折、之を引き抜きた所が山の中に空洞のある事が知れ、其穴を掘り廣げて下つた所が始て石を積上げて作つた部屋のある事が判明した此石の部屋は石槨に相違ありません、又部屋の壁に手を觸ると手が赤くなるので子供等

が貝殻を持つて這入つては壁の上を搔き朱の様な物をとつて來て遊び事にしたことも有
そうでござります、部屋は何程の廣さあるか極めたものはなかつたが、部屋の内に生首があ
るとて遂に見に行くものがなくなり、狐などが子を産むなどしますから終には穴を閉ぢ山
の頂を舊の通りに平かになして仕舞たどの事でありませう云々。』

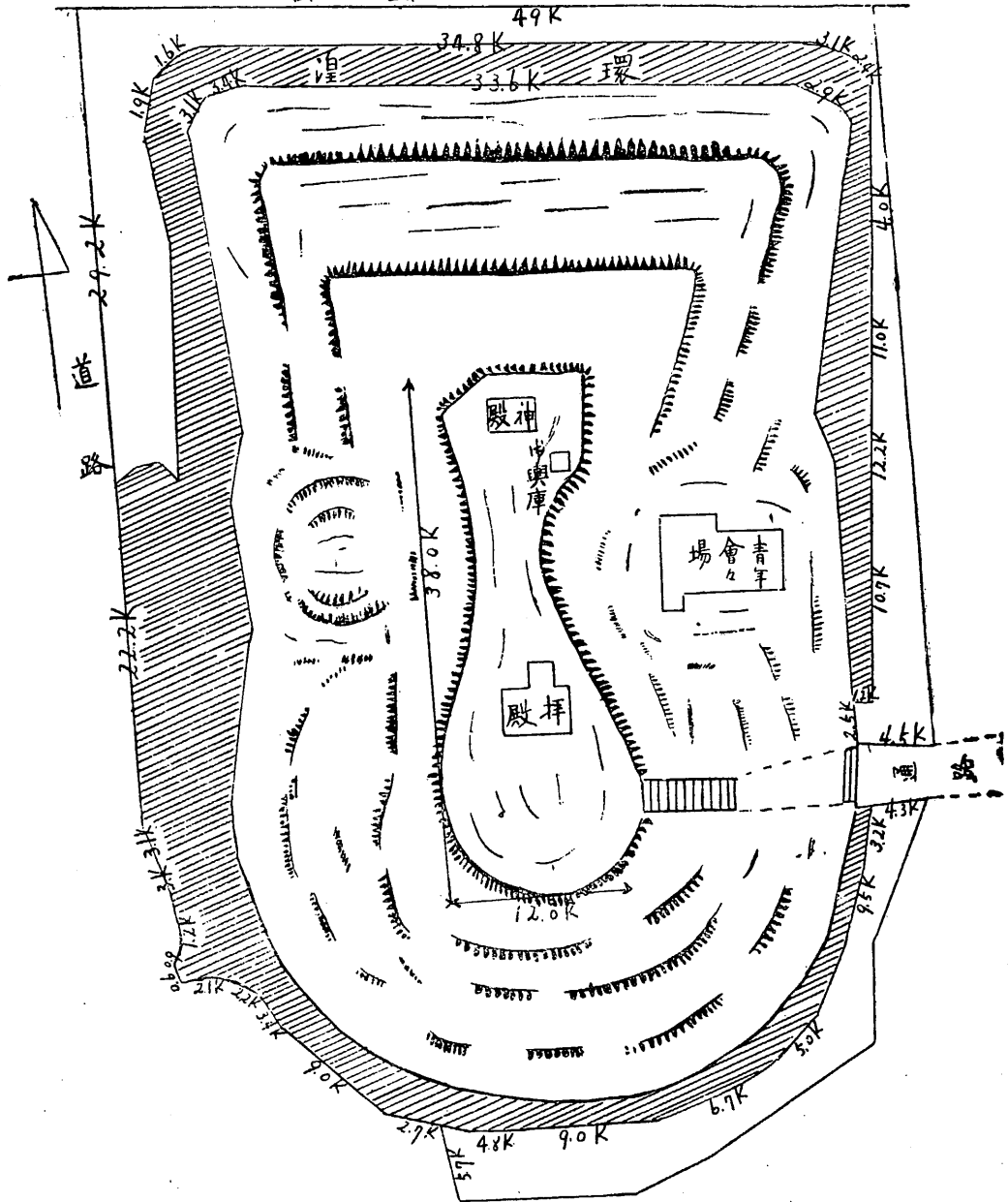
一、現狀 本古墳は與原の人家に接する所にあり、平地上に略北面に築ける前方後圓墳にし
て、周圍には渚を遶らし、亭々たる老杉古松全丘を蔽ひ、完好なる外觀を呈せり、塚の大きは長
約七十一間、其他は圖により概要を知るべし、丘上には今白庭神社あり、前方部に神殿を置く
後圓部に拜殿を置く、後圓部は之かために削平せられて現在の高三間を出でざるも、復原せ
ば五間内外に及ぶべし、前方部の高約四間、畧原形を有するものゝ如し封土には段階あり、前
方は二段にて終り、後圓部は削平の爲二段以上の段階不明なり、中央括れたる部には左右
に小圓丘の造り出しあり、封土の表面には蒼石ありしが如く今猶所々に礫石の散在せるを
見る、且墳輪圓筒の圍繞も、その破片の多きによりて明確に之を知るを得べく、前方部の如き
は少くも二段の堵列ありしを認む、而して其形式には上部の窄めるものと、開けるものと
二種ありしが如し、環渚は里老の言に元幅五間ありしと云ふも、現今二間乃至四間となり猶
千古の水を湛へたり。

塚の主體をなす石室の構造は今日にては詳かに知るを得ざるを以て、明治二十二年に於け
る坪井博士發掘調査報告を抜萃して參照に資す、

『石室の蓋石は既に除去せられて、壙内には土壤充填せしを以て浚へしめて稍石室の状態は

圖墳古原與村瀬波小郡都京

道 路



六三

一ツヨ面水へ内線ルレ繞テ部外滄環 リナ圖取見ハ部内ノモルセ測實ハ近附滄環圖本
ルラメ認ト域滄ハ昔往シ低段一ハリヨ地土ノ圍外ク高段

明かなりしも、室の入口は拜殿を取拂はざれば調査し能はざりしを以て之を他日に譲りて内部のみの状況を報ずれば石櫃は幅一丈長一丈五尺五寸、高は蓋石なきため不明なるも一丈餘なるべく、石室は缺ぎ石を重ね煉瓦造りの様に積上げ上部に至る程次第に狭く稍眼鏡橋の形をなせり、石壁の腰には四角なる板石を立て、二重の石槨を築成し、槨内を三區に分ちて之を南、中、北の三區とし各區共に雲母の碎片を混せる薄茶褐色の砂を二寸の厚みに敷かれ、砂と石との間及石の上層には美しき朱の層が一寸弱敷き詰ありて都合四層の敷物あり、中區と北區とは土砂混入のため朱色従て宜しからざりしも、南區は混入せるもの少く實に鮮明なる色彩を保てり、尙此の南區の層下には平板石が敷かれて底部を作れり、砂は海邊より採取せしものと見へ貝殻の小片が混入せるを見受けたり、石槨の表面腰石、境界石の表裏兩面とも一様に朱を捺せり、石槨の壁面には所々に缺ぎ石の突出せるものあり恐くは積石の崩壊を防がんとために楔の代用をなしたるものならん、尙茲に一の注意すべきは切石の寸法が多くは現今使用の曲尺に勘定よく合ふこと是れなり、此の事實は恐くは曲尺の使用の舊きことを證するものにあらざるか

發見品 南區より人骨、曲玉（青瑯玕）六、管玉（出雲石色は綠灰）八十三ヶ、棗玉（青瑯玕）四ヶ、玻璃玉（紺色ガラス）を出し、北區から鏡（四禽四乳、輪廓は三重無地、三角繫ぎ縦格子）鐵鍬、馬具の破片其他鐵器の破片、土器（小さくもあり數も少し全形を知るべきものなし實は皆埴部）人骨は東枕にせり手に取ると直に壞れ測定不能、齒は今日の人と其大小を異にせず玉類は其頭の邊に集る云々』

（參照） 白庭神社 明細帳に祭神天照國照彦火明櫛玉饒速日命 由緒 古老口碑云此社地を御所山と云東西卅一間南北四十八間の一小山にして、老松枝を交へ、境域に堀を穿ち、自然凹字の形をなし南丘は古豊前國造大原尼足命の塋域にして窟中方二間四間北に面し疊石朱を以て塗られ實に古墳塋の景をなせり、北丘一層高き所は饒速日命の社地にして此神を祭る。由來は北を距る三町にして番塚と號す守戸の古跡あり、今尾倉村に屬す、守戸を此地に移すに際し守護神とし遠祖饒速日命を祭り奉る此當社の草創也、而後大己貴命罔象女命を

相殿に祭奉る、守戸星霜を経て一佛菴となる明治維新の後他に移る。

(参照の二)

國造本紀 豊岡造は志賀穴穂朝御代伊甚國造同祖宇那足尼定賜國造、京都郡誌には國造の古墳なるべしと云へり。(高田吉近云與原古墳は元山陵に相違なし大小二山共雜木森々たり云々)

三角與原小學校長の通信

俗に御所山と云昔は北方より山上に通路ありしが後南方より通路を設けしと云、山上に白庭神社を祭りしは明治二十二年の頃にして以前は現在よりも小規模の妙見様にして神佛何れか區別なかりしと云へり、現在の神社敷地を擴張するとき石室の上部を崩して其石材を使用せしため石階礎石には朱の附着せるを見る、古老云現在拜殿の方に大穴を穿ち石室中より管玉等を發掘して石室内壁の朱を取り出し手足などに塗りて遊戯せしことあり、又云石室は三室に區分せられ居り掘り出したる玉類は政府の役人の手に納められ、後又他の地方より出土せしものと混じて本墳の遺物と併せて其筋に差出したれば御所山の時代其他の問題が不明なるに至りて此山の研究も等閑に附せらるゝに至れり云々

(口) 石塚山の古墳

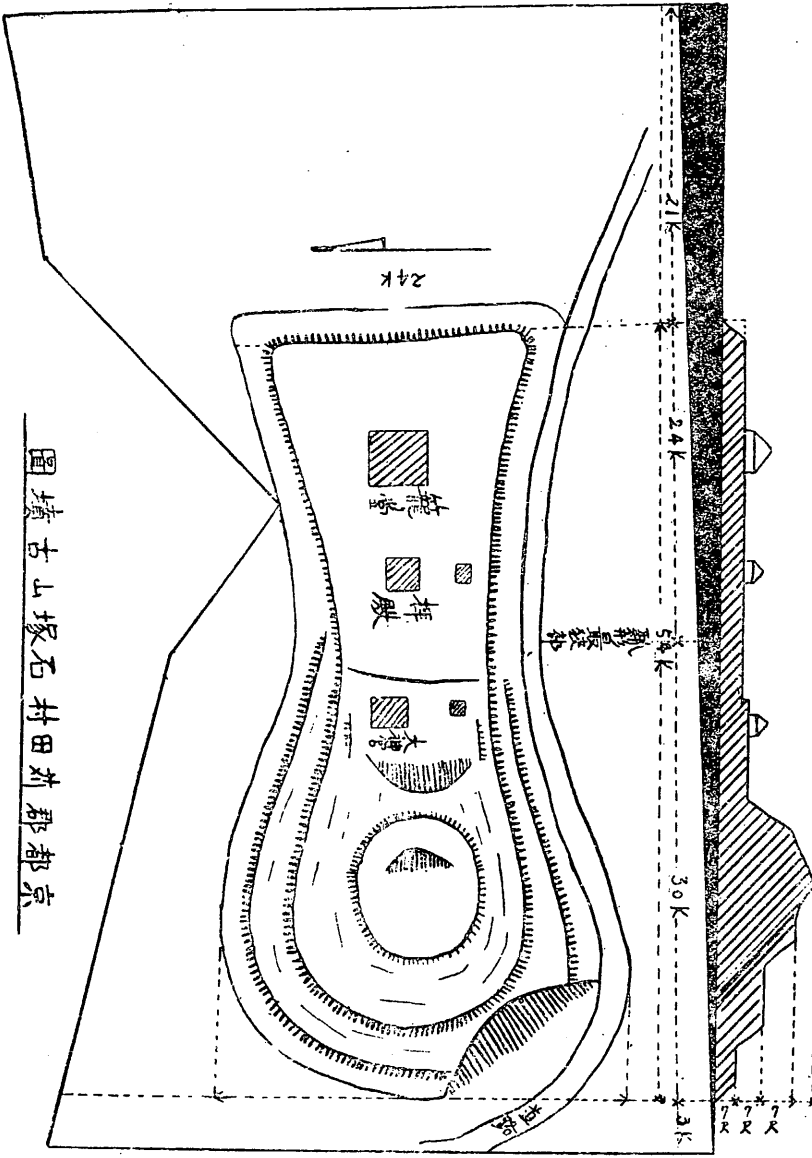
一、所在地 京都郡苅田村大字南原字石塚山九三五番地 原野三反六畝廿五步南原共有地

省線日豊線苅田驛より約七八丁

一、古記録 郷社宇原神社(祭神鸕鷀草葺不合尊、彦火々出見尊、豊玉姬命)はもと、此地に祭られし由にて其由緒記に云「豊玉姬海神宮より此地に上陸し腰掛給ひし石あり、石神と號す、其石往古より土中に埋ることなし今布留御魂神を祭れり」とありて往古より神聖の地とせり、現今大神宮の分教所と稱する神殿拜殿あり。故老云數十年前迄は穩波常に古墳の土壇を洗ひ、龍燈時に古松

の翠に點火せしことありしと。案するに本墳も國造に關係ある墳墓なるべし

一、現狀 本古墳は西方連山を背ひ東方近く周防洋の煙波に臨む極めて絶勝の地なり。墳丘



圖墳古山塚石村田新郡都京

瓢形後圓部の長さ三十間

は平野の緩かに海汀に向ひて傾斜せる地盤に土壇を設けしものゝ如く、土壇の上に前方後

圓型の段塚を築造せり。前方は東向にて海に臨めり明治の初め頃迄は海潮土壇の下迄通ひたりしと云、其後神殿建設の爲前方部の上層を削り除きて低き平坦地を經營せしを以て墳形は毀損せしも、後圓部の一部は土砂採取せられたるのみにて稍完形を保ち、土壇の上に三段の塚を築けること恰も鏡餅を三ヶ重ねたる觀あり。全丘松樹繁茂せるが近來櫻樹をも栽培して風致を添へんと計劃せり。(圖の黒線は土壇にて東方に土地の傾けるを盛土にて均したるもの。段塚は其高さ) (明確に測り難きも何れも七尺位にて段塚の上層は今一部二三尺の残土を存す)

後圓部の上層に石櫃發掘の跡あり、石片は皆持去られたるも葺石は今尙當時の遺物を存せり、宇原神社由來記の拔書に、寛政八辰(紀元二四五六年)四月廿一日謂ありて石塚山の石を除き見

るに平なる石あり、其下を伺ふに窖と見へ長三間、深三尺餘、横巾上二尺、下三尺、左右石垣其中心なる土は朱の如く、窖を見るに鏡十四面、劔、鉞、矢ノ根類掘出す、何れも見馴れぬ靈物によつて大庄屋延永甚左衛門……申出づとあり。鏡は今同地門上氏の保管せるものニヶ、一は直径七寸七分の神獸鏡日月天王の銘あり、一は直径六寸五分の神獸鏡にて銘文に吾作明竟真大巧、上有子喬赤松師云々とあり。其他銅槲一ヶ長二寸五分、大形にて珍品なり、外に環刀太刀と劔身ありと傳ふ。(前記五島山の部に圖せる銅鏡の一は本墳より出でたるものなり)

陪塚 本墳の附近西南約百五十間及百間を隔て、二ヶの陪塚と思はるゝ壘墳田間にあり共に字塚廻にあり一は一八〇四番地にて十四歩の地積あり、一は全地一八二一番地にて廿八歩の地積ありて共に官有地に屬す。

兩墳共に圓形の盛土にて雜草叢生せり、一ヶは既に發掘せられて内面は石にて疊み人の漸く匍匐出入し得る石室なり、一は未だ發掘の跡を認めず

(口) 丸隈山古墳

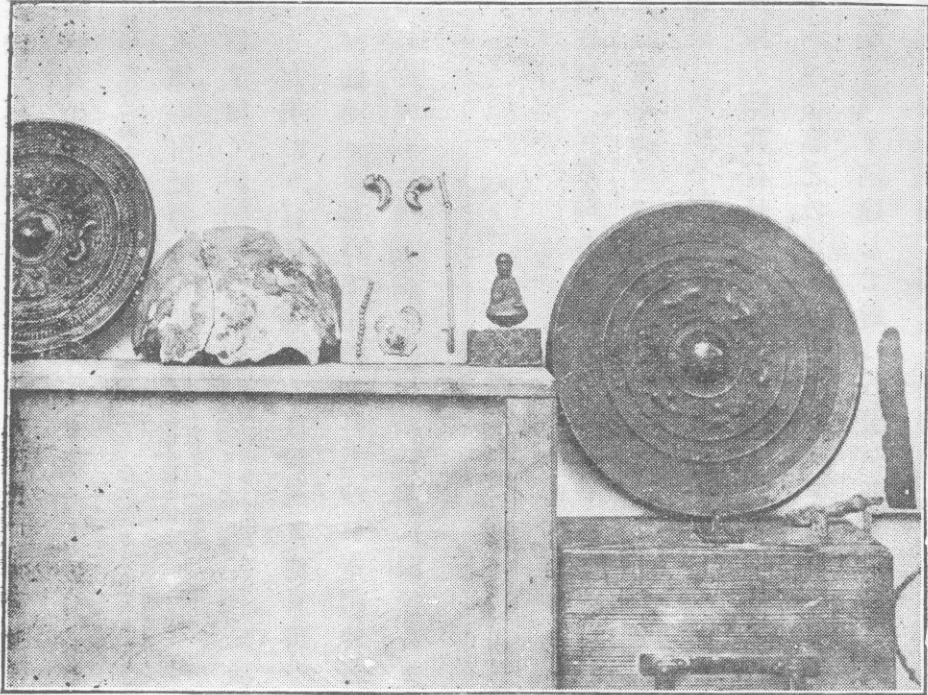
一、所在地 糸島郡周船寺村大字周船寺字丸隈二五七番地官有地一畝廿步保存を要する區域
約一反歩

北筑軌道周船寺停留所より巽の方約五丁

一、古記録 續風土記に云寛永六年(紀元二二八九九年)四月十一日村民新藏と云し者、村の南道路の上なる丸隈山と云所に石棺有由夢に見て八月廿一日より堀懸り同廿七日に堀出せり、石棺長七尺横五尺其内に隔有て石の枕有、髑髏兩方に二有、一は女人の首と見へて手に觸れし時くだけぬ、一は大なる髑髏にて今猶存せり、棺の内をば皆朱を以て詰たり、又棺中に刀鏃などくさりて形許残り、鏡三面有、大成は八寸、中成は五寸五分、小成は五寸許有、右の大なる髑髏並鏡杯猶新藏の家在、石棺の外に石窟有、長二間横七尺高六尺許有、上は大石を覆ひ口も又石を以て是をふさぐ、棺と石窟の間も朱にて詰たり、前の國主忠之公此由を聞給ひ三間四方の堂を彼地に作りて髑髏を納させ給ふ、寛文中頽破して今はなし云々

現状 怡土縣主命を祭祀せる伊弉神社の東二丁周船寺町道路に沿へる民家の町並にあり通稱丸隈山又は月見山と云、前方後圓型の墳丘にて道路より前方部に登るに二層の石階あり、頂上は平夷せられて約五畝歩の地に櫻樹等を植付く、後圓部の中央に觀音堂ありて床下に石棺あり、後圓部の最高頂は地盤より約七間ありて梢舊形を保てるも前方部に七段の埴輪を樹てられしと傳へる個所などは著しく形體を損して時々埴輪の破片を見出すに過ぎ

ず、観音堂は目下粗造の堂宇にて其兩側に石室の蓋石と思はるゝ扁平石の建立しあり、



右側の石は縦五尺六寸、横六尺、寶永十六年の刻字あり左側の石は縦五尺六寸、横四尺六寸別石に寶永三年四月十七日江口某、上方に梵字下方に木葉の紋書を刻せり

石室と石棺 (第十九圖) 石室と石棺とは

丸 隈 山 古 墳 出 土 品
 墳丘後圓部の上層に位置し石室の現狀は扁平なる割石を横積にして高八尺一寸、長二間、幅七尺、全部朱塗にて蓋石は取除かれたれば築造當時のものなるや正確に明言しがたし、石棺は硬き砂岩質に加工して厚き板石となし之を組合せて長七尺、幅五尺、深二尺八寸の大棺となし中央に板石を用ひて棺を二分せるが棺の蓋なきは遺憾なり、棺の内長六尺三寸四分幅は一ヶは一尺八寸五分他は二尺 尺底は礫石を充たし内面には全部朱を塗り。

副葬品 周船寺村に保管せるものは勾玉二、(那珂製桶めて逸品此物發掘後に發見せらるる傳ふ)

雲珠一、管玉六（出雲石）妙正寺九隈氏に保管せらるゝもの仿製鏡二（六獸鏡神獸鏡）鬮體一、直刀二、鐵鏃及硝子玉等外に棺外より出たる掛佛一なり（圖面參照）

第十九圖にある觀音像は現在安置の木像にして夢想により出たるものは掛ケ佛なりと云ふ

本墳の附近徳永に關白塚（豐大開の休 融されし由）と一本松塚とあり、各三町餘を隔て、東北南の三方相對す因て鼎塚の稱あり（關白塚と一本松塚とは耕地整理の際に消失せり）又隣村怡土村三雲地方にも築山、茶臼塚等巨大なる古墳あり、殊に三雲地方は漢鏡其他貴重副葬品の出土を以て著はる上世伊弉國ありて海外へ交通せる事魏志に見ゆ日本紀仲哀天皇八年に伊弉縣主の事蹟あり故に此地方に存する古墳を以て歴代の縣主に關係あるものと認むる學者あり、

（ハ）高宮古墳 （通稱寺塚穴觀音）

一、所在地 筑紫郡八幡村大字高宮字寺塚九六番地補陀山興宗寺境内六畝五步

九鐵電車高宮停留所より約十二三町

一、由來 由緒不明 本墳より西北平尾方面に亘りて百塚と稱する石室古墳群ありしを、福岡築城の際其石材に使用せられて消失せしが本墳は供養のため之が代表として残されたりと云、黒田忠之のとき其前に拜殿を建築して祈願所とせられしが、綱政の世に至り元祿六年興宗寺派曹洞を創建して新に石階を築き參詣者の便を謀れり。

一、現狀 第三期層に屬する丘陵の上において筑紫郡の中央を貫く平野の西にあり、本來の形狀は著しく變更せられて不明なるも圓墳の段階ありしものなるべく、興宗寺より石階を上

ること六十三(斜測七十尺)拜殿に達す、拜殿は美道の正面を地均して建てたるものにして美道は此拜殿の地盤より石階を上りて其入口に達する様になれるが其方向は南面せり、石室の上部は粘土の盛土にて圓形をなし老松其上に密生す、拜殿の地表より高さこと約二間、面積百九十五坪餘あり。

一、内部 復室にて全部花崗石の巨大なるものを使用し、規則正しく多少石面を磨ける跡ある石室を構成せり、美道は長さ高さ共に六尺五寸、幅六尺、前室は長六尺五寸、幅九尺二寸高七尺五寸、前室と奥室との中間室の長八尺二寸、幅六尺七寸、高五尺八寸奥室は長八尺三寸、幅九尺八寸高九尺六寸殊に奥室の正面の石材は高九尺六寸、幅九尺八寸の一枚石にして、中央に阿彌陀左右に觀音勢至の佛像を薄肉彫に刻み(第二十圖)兩玄室の中間に突出せる兩側の壁面にも仁王尊の彫刻あり、彫刻の時代につきては足利時代中期に屬するものと云或は千年内外のものど云ひ一定せず又石槨を研磨し塋底に敷瓦を施せる時代等も判明せず、石材は早良地方に産する柏原石、片繩石の類に屬す、續風土記に云其巧奇古にして凡工の及ばざる所國中石窟多しと雖も如此大なるはなしと云へり。

(ハノニ) 東光寺古墳 (通稱東光寺穴觀音)

一、所在地 筑紫郡那珂村大字東光寺民有地山林大日本麥酒株式會社境内五反六畝二十五歩
省線竹下驛附近二三丁

一、現状 高宮古墳と那珂川(古の灘河)を隔て、遙に相對し古來劍塚の稱あり、平地にあり西南に

向へる前方後圓型の墳壙にて環瀆の跡あり。外部は稍完全に保存せられ長四十九間瀆の幅約五間(中央の横断面は三十三間あり)地盤より一間半にして段階あり之より後圓部の高二間九、前方部の高二間六あり。

石室は後圓部の中央南方段階の上に羨道の口を開き、奥室の長一丈五寸、高七尺二寸、正面に火山岩の節理ある平板石を立て、柳障を設け上に蓋石を覆ひあり(長六尺五寸幅三尺六寸高三尺七寸前方の二方面に缺所あり)石上に准提観音を安置す。

地理全誌に云入口の方三尺、奥入三間、云々、當國の内所々に劍塚あり其故を知らず、若くは其始發さし時に劍鋒類の物出たるよりさは呼しが、古塚に刀鋒の類を埋たるは其例多し。

(八) 今里の古墳

一、所在地 筑紫郡席田村大字金隈民有山林一反六畝十一歩

省線雜餉隈驛東約半里

一、現状 第三紀層の丘陵と沖積層の水田との分界線にあり、圓墳にして左右各約二十間の距離に高畧同等の圓形陪塚一は二間二、二は二間三五を有せしが大正七八年の交其石室の石材を全部採取せしため二ケの陪塚は其遺蹟のみを留めて消失せしは遺憾なり(當時鍍金の雲珠の大なるもの、二ヶ金環一ヶ發見せり云)

主墳は高四間半兩陪塚を併せて長四十六間九、横断面十六間二あり内部は地盤より稍高く二ケの支室を有し奥室の長十三尺、幅十尺、高九尺あり、正面の柳壁は二枚の石より成りて不

動尊を陽刻せり(近作)、蓋石は上部相迫れるも大なる一枚石を用ひ羨道は南々西に開口し半は破壊せられたるも其全長三十四尺あり。

此外筑紫郡春日村大字下白水に日拜塚あり、瓢形の段塚にて西向なり、長二十三間あり、前方部に於ては地盤より段階迄の高一間一分五後圓部に於ては同九分五、段階より頂上迄の高さ前方部は一間一分、後圓部にては一間八分、總面積六畝十三歩なり、本墳は平地に在り形状完全にして芝草繁茂し未だ發掘せられたるの形跡なし。

以上は筑紫郡に屬し(那珂御笠席田三郡を合併したる)上代の灘ノ縣主が居住せし地方と傳ふ。

(參照) 仲哀紀に灘ノ縣神功紀に灘ノ河あり、上古綿津見神の裔孫此に居り國力强盛海外に交通し奴の國の名漢魏の史書に載せたり。

魏志日本へ往來の行程を記する書中の一節に是より陸行五百里伊靚國に至る千餘戸あり東南奴國に至る百里三萬餘戸あり官を凹馬觚と云ひ副を卑奴母離と云ふ。(灘又奴の領域は今の糟屋筑紫早良地方なるべき由地名辭書に見たり但し神功征韓以前の事なるべし)

(二) 權現塚と御塚

一、所在地 三漕郡大善寺村大字宮本字一本松一一二〇番地及彼岸田三八八番地

山林計八反五畝六歩

大川鐵道御塚驛より北約三十間

一、現狀 (第廿一圖) 大善寺村は洪積層に屬し三漕平野中稍臺地をなし、西北は筑後川の長流を

控へ、東南は八女郡廣川の流域なる一帯の凹地を隔て、長峰の丘陵と相對向す。四五十年前迄は「イロハ塚」と稱し此村落原野の中に四十餘の墳丘ありしが耕地整理のために消失して現今は御塚と權現塚と銚子塚のみ残り。

御塚 は俗に鬼塚と稱し、圓墳にして周圍百十七間外に三重の隄を有せし痕跡あり、今は修補せられて四間幅の環隄となる、墳丘は高五間四尺、三四十年前迄は松檜天に參して鬱林をなせしも一時伐採せられて現今新樹の稍林をなせるに至れり。段塚の跡明かならざるも舊圖によれば三層の墳丘にて第二層上に參拜所と記しあるにより石棺若くは石室が此所を地盤として構へられたるならんか、今頂上に土地陥落の凹所あり、副葬品に關しても何等傳はれるものなし。

矢野一貞翁の弘化五年に實測せる圖によれば墳丘の高三丈四尺、周七十五丈、外構周百二十丈、根廻百十七間第一の環隄の幅四間半第一の堤三間半、第二環隄二間半第二の堤一間第三の環隄二間第三堤一間とし、上に石室を發ける跡あり、石人の欠と見ゆる者一ツあり古壺は兩塚共に多し』と叙せり。

權現塚 (第二十一圖) 圓墳にして御塚と相並び共に南に向へり、御塚より稍小く墳丘の高五間周圍九十間、二重の隄を有し第一の環隄幅六間第一の堤幅八間、第二環隄幅六間、第二の堤幅外幅四間あり、石室の位置は御塚と同じく上層に在りしもの、如く頂上に發掘せる土地の陥落せるを見る。

埴輪圓筒の築造當時樹てられたるまゝに存在せりと思はるゝもの第一堤の南方に三ヶあ

り、上部は破損せるも筒の直径各一尺あり、其樹方は一尺四寸の距離を保ちて三ヶ相連れり又小形なるも烏帽子を冠する土偶の頭及土偶の面部一ヶ其他埴輪土器の破片滄堤の各所より發見せらる。(第二十一圖の埴輪の首二)

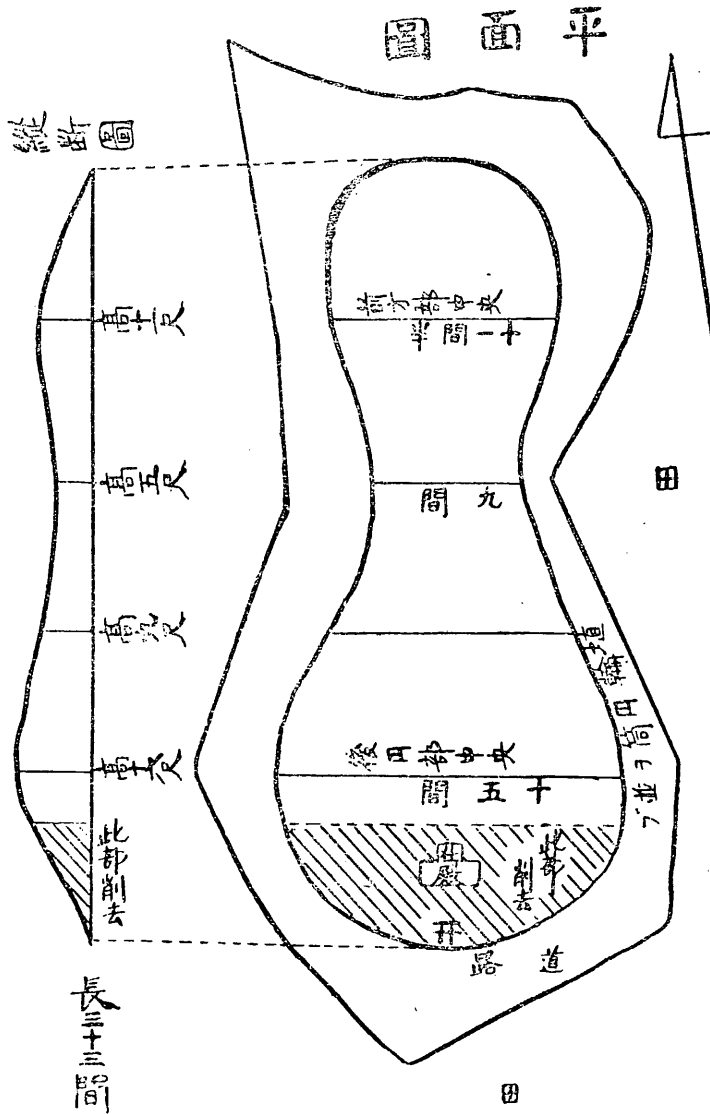
兩古墳の考証及修理に關しては、近年水沼別君御陵考(三谷有信氏述)御塚(宮崎來城氏述)と題せる冊子あり、兩冊子に修理の由來記あり左に摘録す。

本古墳を始めて精細に實測調査せしは久留米藩士矢野一貞翁にして、弘化五年(紀元二五〇八年)自筆の原圖あり、其後此墳域も個人の私有に歸し雜木繁茂狐兔の跳梁に任せしが、近年耕地整理の爲に池滄は變じて水田とならんとせしを慨き、久留米史談會員武藤黒岩宮崎三氏等は増田宮内省諸陵寮考証課長來縣の際之が調査を乞ひしが其貴顯の陵墓たるべきことを講明せられしに及び所有者大川鐵道會社社長深川氏は巨費を投し、前宮内省技師梶田貞一氏を聘し矢野翁の古圖により陵墓を復舊し、且神苑と公園とを設けて櫻楓樹を植栽し、武田村長、恒屋前村長、有志者、青年團等後援となりて工事完了を告げ、光彩發揮して朝野の視聽を新にするに至れり云々

右の外大善寺村大字宮本字北島に銚子塚(長子)あり、陪塚を有し前方後圓型にて二重の滄堤二重の堤を有せる形跡ありしが、耕地整理の爲堤滄は消失し墳型も大分破損して陶土器の埋没せるもの時に發見せらるゝに過ぎず。(第二十一圖の括提瓶は本墳より出土す)

(木) 劍 塚

一、所在 鞍手郡中村大字高野字塚元^{二三四}番地官有地壹反四畝拾貳歩
 鞍手軌道福丸停留所より西約七八丁



一、由來 古來仲哀天皇御殯歛に關する傳説あるも、近年欽明紀所載筑紫國造の古墳にて鞍手郡名の起源に係る考證をなすものあり、尙調査を要するものなるべし。

一、現狀 前方後圓の弧形にて前方は北に向へり、前方後圓の兩端稍破壊せられ墳域明確な

らざるも瓢形の長三十三間其他は圖面の通りなり、前方部の稍後方に寛政九年建設の三妙部興塔一基(長三尺許)、後圓部の頂上に四尺許の無銘塔一基を存す、後圓部の周縁の或部には埴輪圓筒を繞らせり。

後圓部の背面には古來日本武尊を奉祀せる劍神社あり、劍祭とて莊嚴なる祭典古來より傳はりし由なるが、大正元年興玉神社(猿田彦神)を合祀し社殿を増築し規模を擴張せしため古墳の後圓部墳丘の一半を崩して丘形を損せり。風土記拾遺に云「劍の森又劍塚とも云」村の良方田中に在、豎三十間、横十間、高二間斗の塚にて雜木繁茂せり、南北に壇在、南の壇上に圍三尺餘高四尺斗の石建り銘文なし、里民の説に劍大明神を祀ると云、又往古眞劍を埋たる地也共云、春秋には供物を備て祭祀をなす、村民此塚に碍れば必祟ありとて林中に入枝葉を折取事を禁す、塚の周圍には許多の壺を埋め逸らしたり、(此壺は素焼の瓶にて形は釜の如く縁有て徑一尺高一尺二寸厚五分許有瓶と瓶との間七八寸許隔て埋めたる壺の盤根の崩れたる土の間より顯れ見ゆも有)

(参照) 鞍手郡頓野村水田勤氏此劍塚を以て鞍橋君の墳墓なるべしとの考証書を提出せり、紙數の制限により茲に之を掲載し能はざるを遺憾とす

(全二) 筑前續風土記拾遺に云 此郡を鞍手と云事其由來を詳にせず、谷川士清が日本紀通證に欽明天皇の御卷に筑紫國造鞍橋君と云人あるを註して當國鞍手郡を引たり、本書の要文を爰にあげて後助に備ふ、日本書記卷十九欽明天皇十五年の條に曰、

餘昌遂見二圍繞一、欲レ出不レ得士卒惶駭不知レ所レ圍、有二能射レ人筑紫國造一、進而彎レ弓占擬射ニ落新羅騎卒最勇壯者一、發箭之利通ニ所レ乘鞍前後橋一及ニ其被甲領會也、復續發レ箭如レ雨、彌屬不レ懈射却ニ圍軍一、由レ是餘昌及諸將等得下從ニ

間遣ニ逃歸ニ餘昌讚ニ國造ノ射却ニ圍軍一尊而名曰ニ鞍橋君一、クラフ 鞍橋此云 矩羅賊

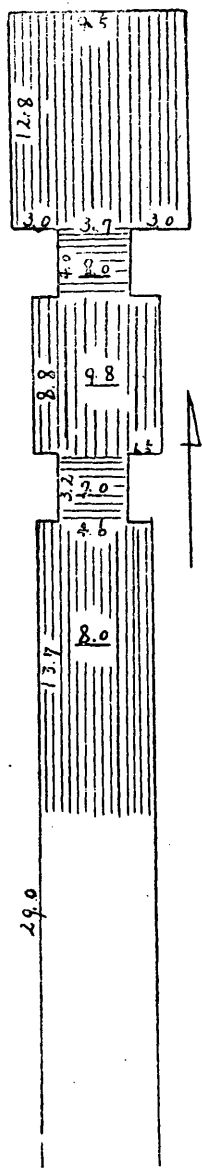
前記の外古墳の大なるもの左記の如し。

(へ) 綾塚

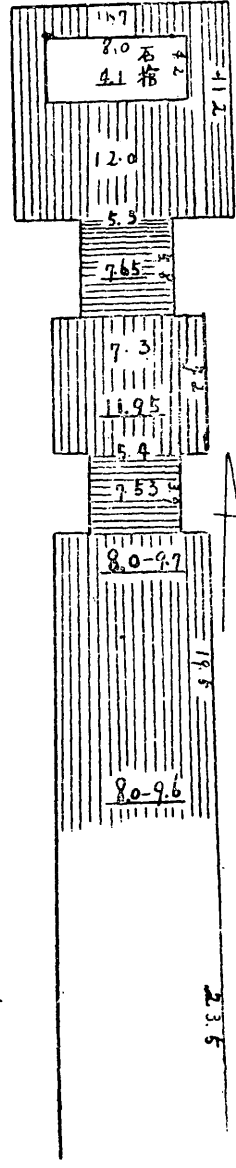
一、所在地 京都郡黒田村大字中黒田字綾塚二二九番地、無格社女躰神社境内、官有地第一種地積六畝三步

一、現状と傳説 圓墳にして高五間一尺周圍約八十五間、丘上森林にして、内部には女躰權現を奉祀す、奥室に石棺あり、棺は凝灰岩質にして前に延寶七年三月に一石一遍題目一萬遍と題せる刻文ありて一字一石を棺内に納めたり、石室の長さ圖の如く殆ど類例なきものなり、羨道天井石の崩壞を防ぐ爲に支へたる柱に延寶八庚申年三月吉祥日黒田村住村上彌惣右衛門惣氏子中と刻せり。豊前軍紀畧に「源基經鎮西守護となり天慶五年九州を巡視し女躰權現に參籠せしことありと云へば天慶中には既に此古墳は發掘せられ居たるものゝ如しと云へり。箕田氏豊前誌には「本居大人の萬葉の書入に石棺現はれて俗是を女體權現と云ふ、河内國より來り給ふと傳へれば彼の塚は手持女王を葬りしにはあらざるか。」其他豊前國古史地名には「綾塚の石棺、横一丈一尺五寸幅三尺堅四尺餘、石は御所ヶ谷なる垣石に同じ荒目石なり、高城入姫命の陵なるべし」村誌には「景行天皇の御叔母御所の假殿にて崩じ給ひし御陵と口碑にあり、云々」。

綾塚と數丁相隔て、橘塚とて、京都郡黒田尋常高等小學校運動場の一隅にあり、圓墳にして南北直徑十七間、東西十八間、周圍五十七間、高四間、丘上は芝生、玄室内は綾塚と同じく一枚石



同郡同村立花塚石室平面圖

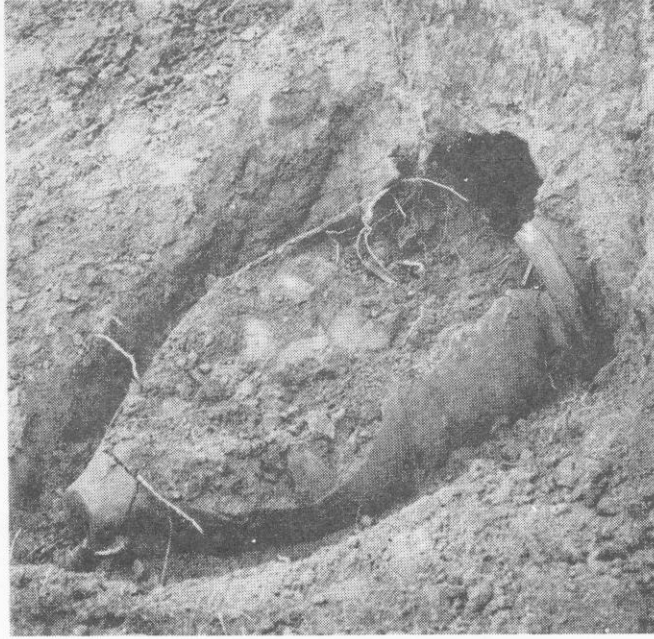


京都郡黒田村綾塚石室平面圖

を疊みて營めり、礫石室内に散布せり

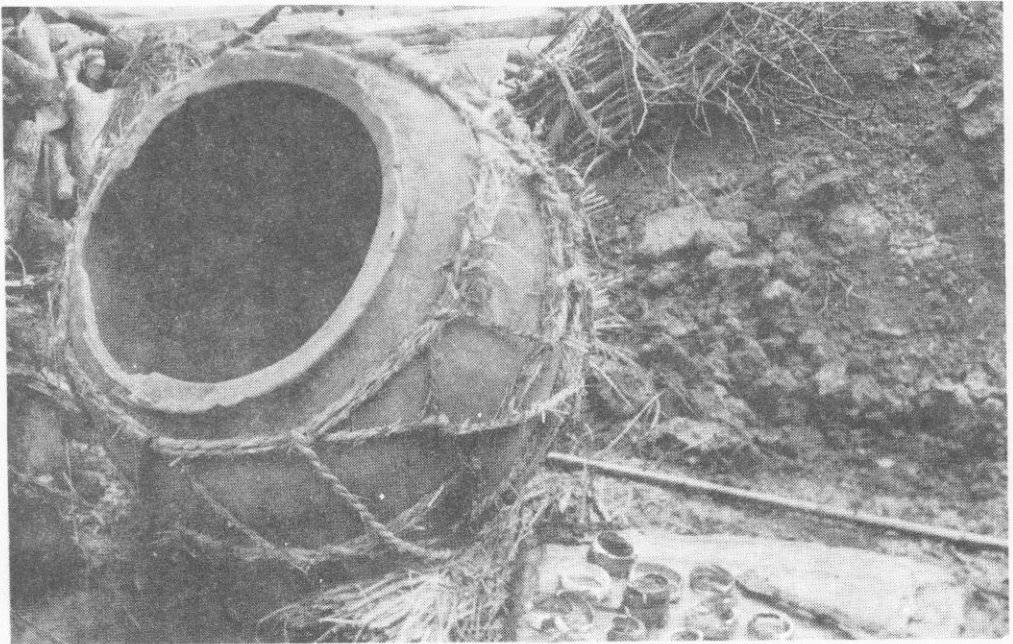
此外、八女郡川崎村大字山内字北童男一二八一番地童男山古墳、宗像郡津屋崎町宮地縣社宮地嶽神社境内の不動窟山門郡東山村坂田權現塚、三潞郡三潞村東畑古墳等は壯大なる古墳にして記述すべき事項尠からず、又古墳群の現存せるものに、宗像郡勝浦村の奴山、新原、朝倉郡夜須村の砥上、吹田、京都郡豐津町大字豐津等にあり、本篇遺漏の分と追て輯録するの時機あるべし。

甕 口 合



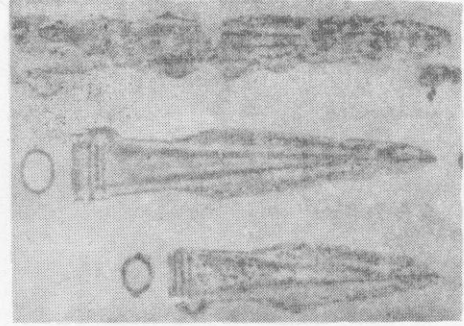
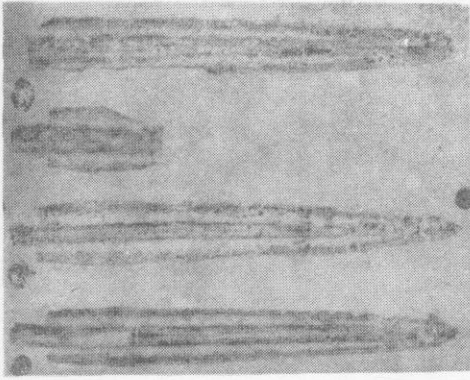
(第一圖)

大甕 卜石蓋 卜貝釧鐵劍



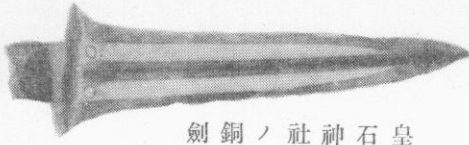
(第二圖)

地祿神社ヨリ出タル銅鉦



富永出土ノ劍

(第三圖) (拓本)

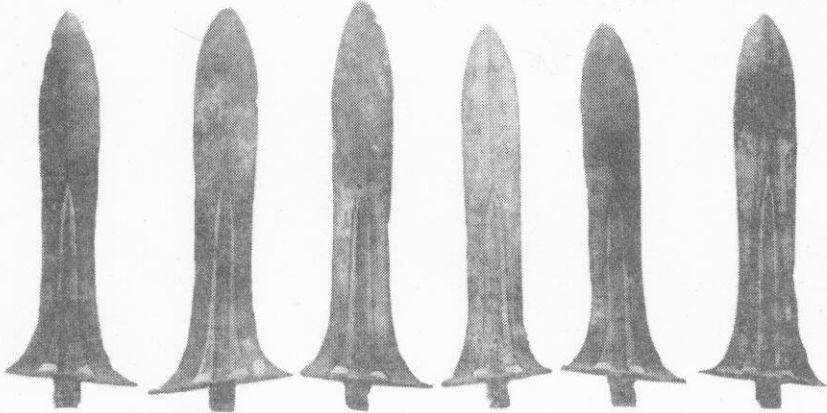


皇石神社ノ銅劍

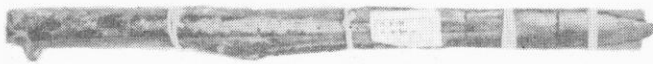


劍ノ厚

(第三圖ノ一)



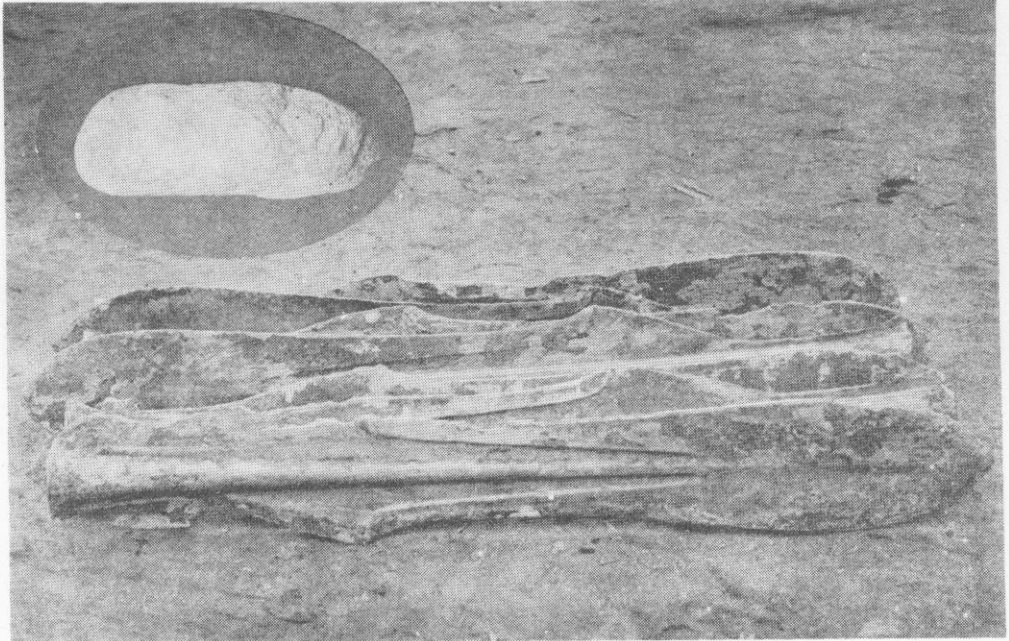
(第三圖ノ二)



住吉神社藏ノ劍ト鉦

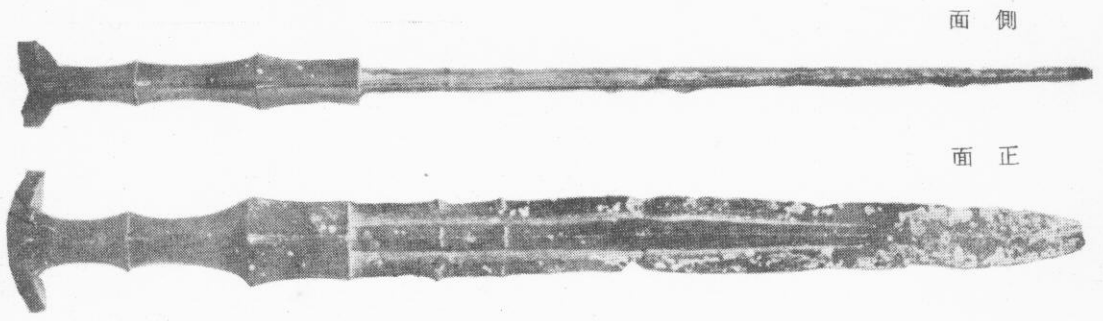
(第四圖)

銅銚出土ノ狀態



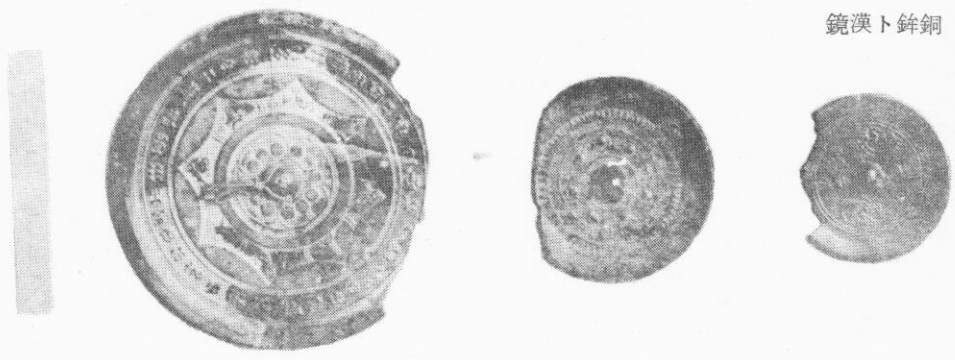
岡ノ上ニアル石ハ銚ノ上層ニ横ハリシモノ

(第五圖)



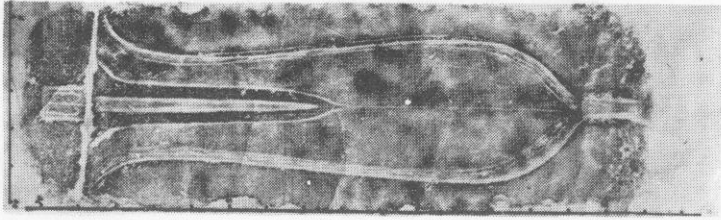
側面

正面

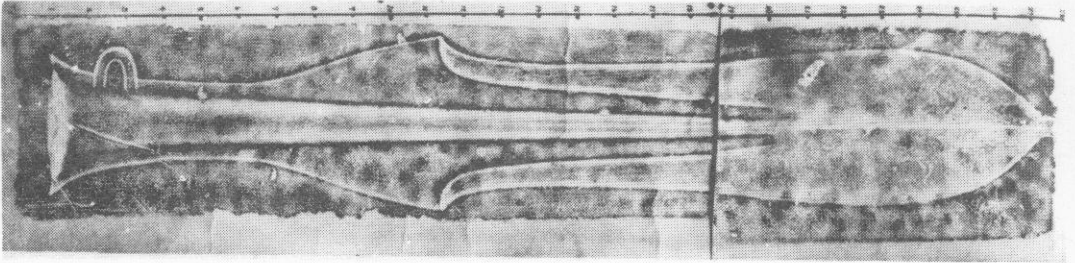


銅銚ノ鏡

(第六圖) (拓本)



(尺例比八線) 範鑄劍銅



(尺例比八線) 範鑄劍銅

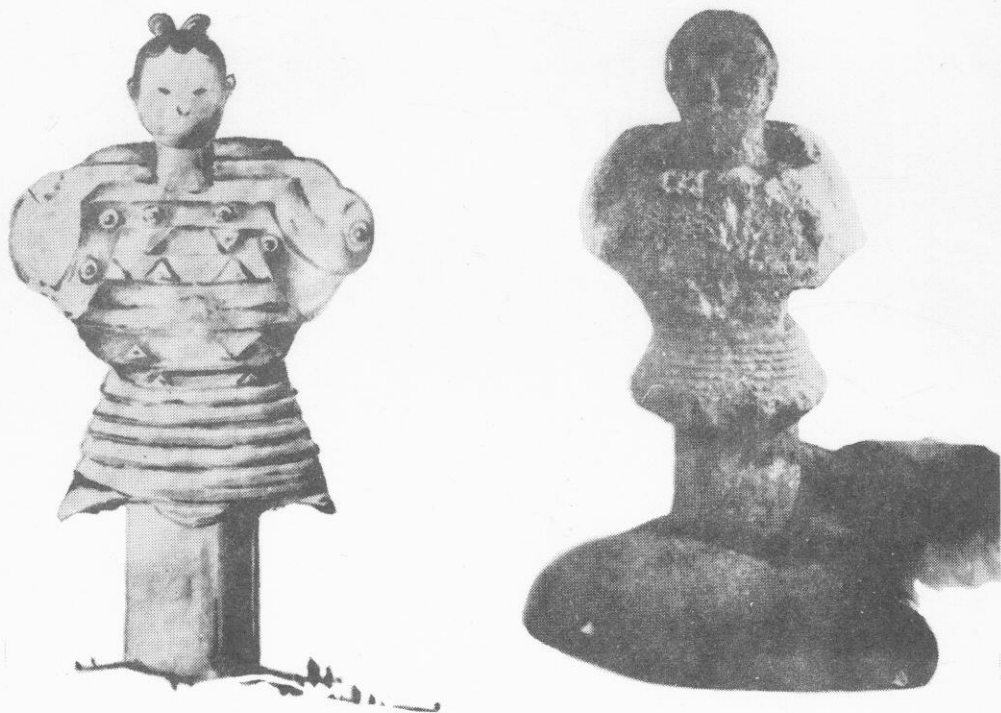
(第七圖)



館石內社神山龜

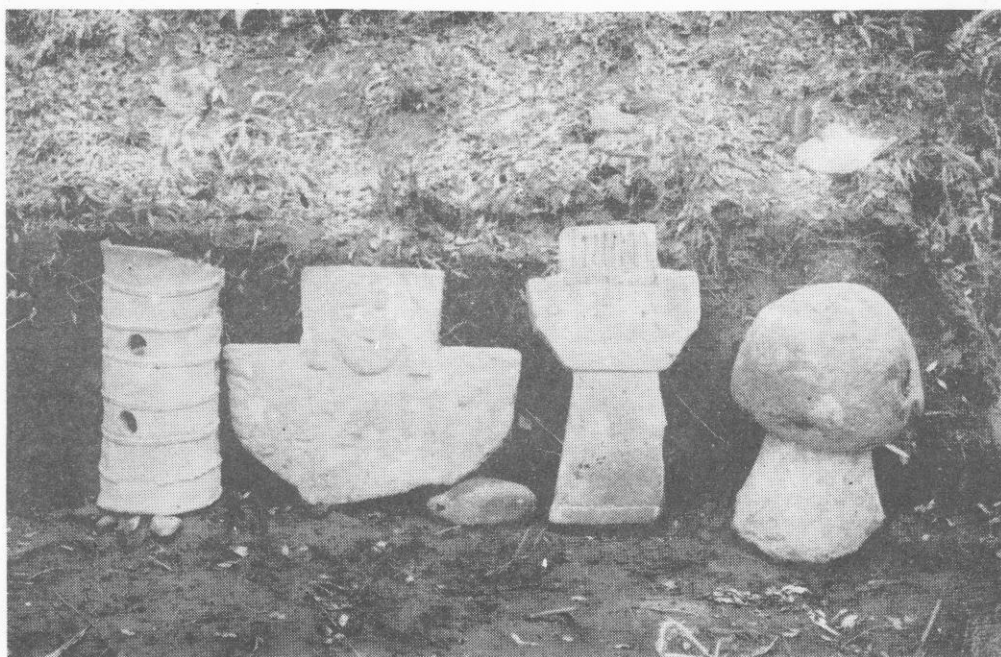
(第八圖)

石人山古墳圖



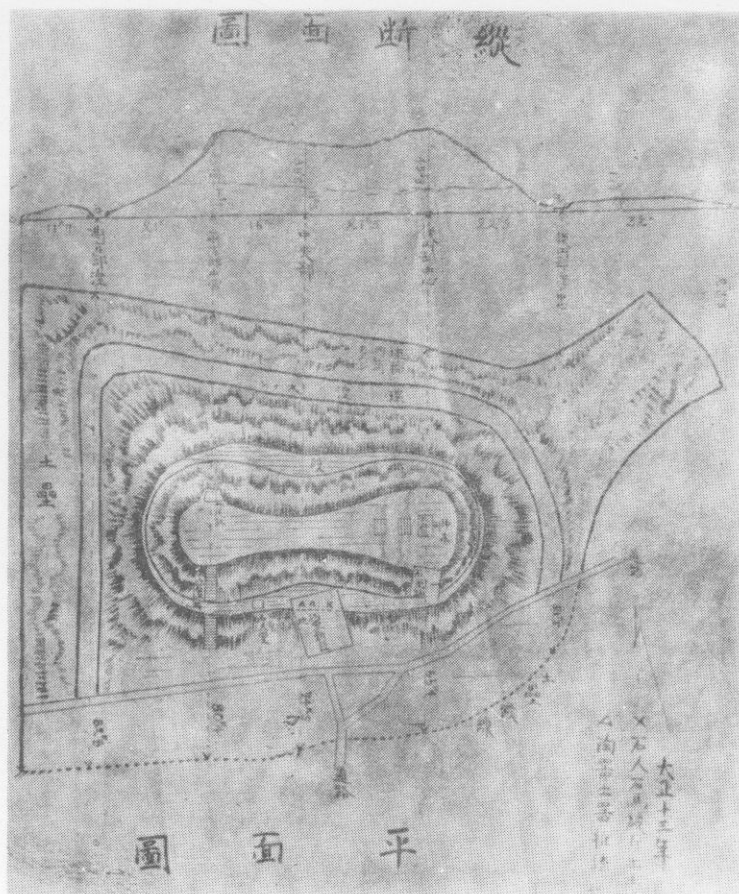
岩戸山古墳石人其他

(第九圖)



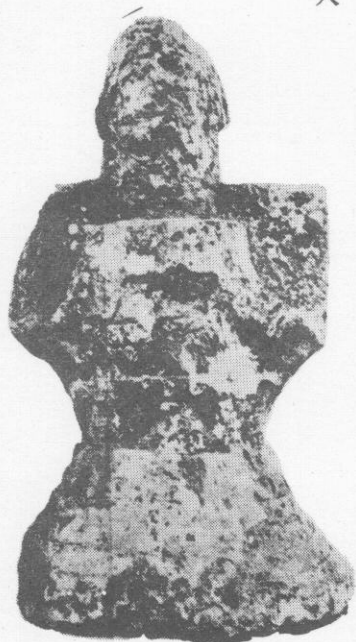
岩戶山古墳實測圖

(第十圖)

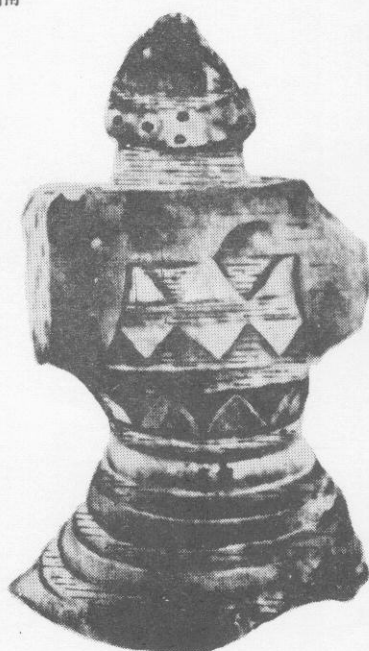


楠田古墳石人

(第十一圖)



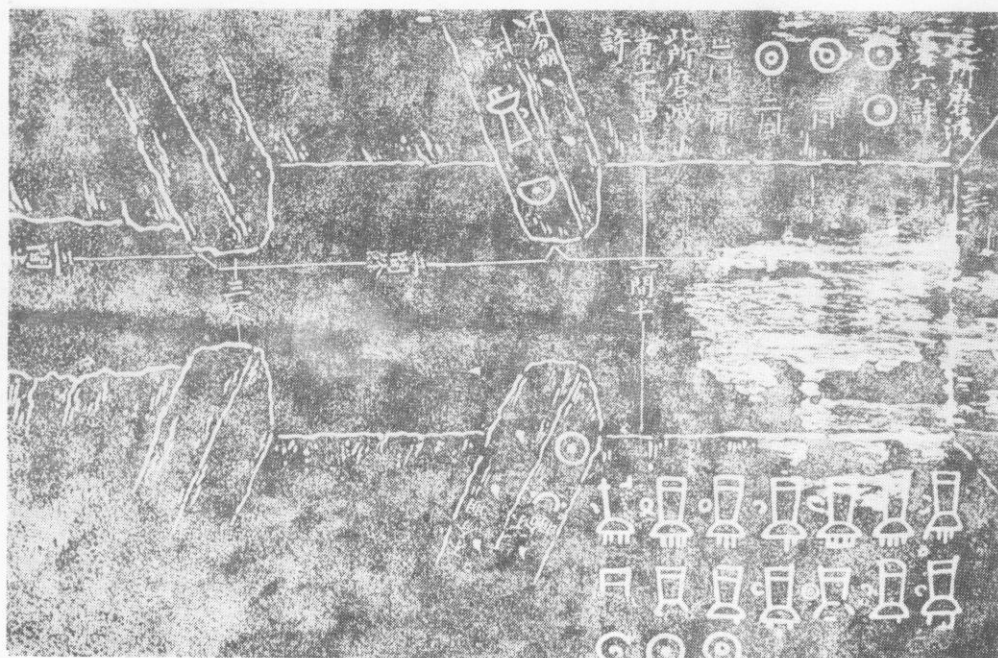
正面



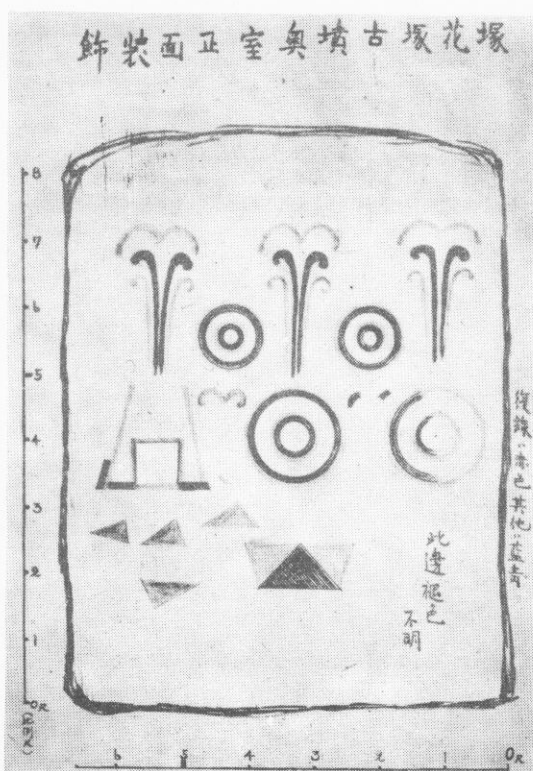
背面

重定古墳內裝飾

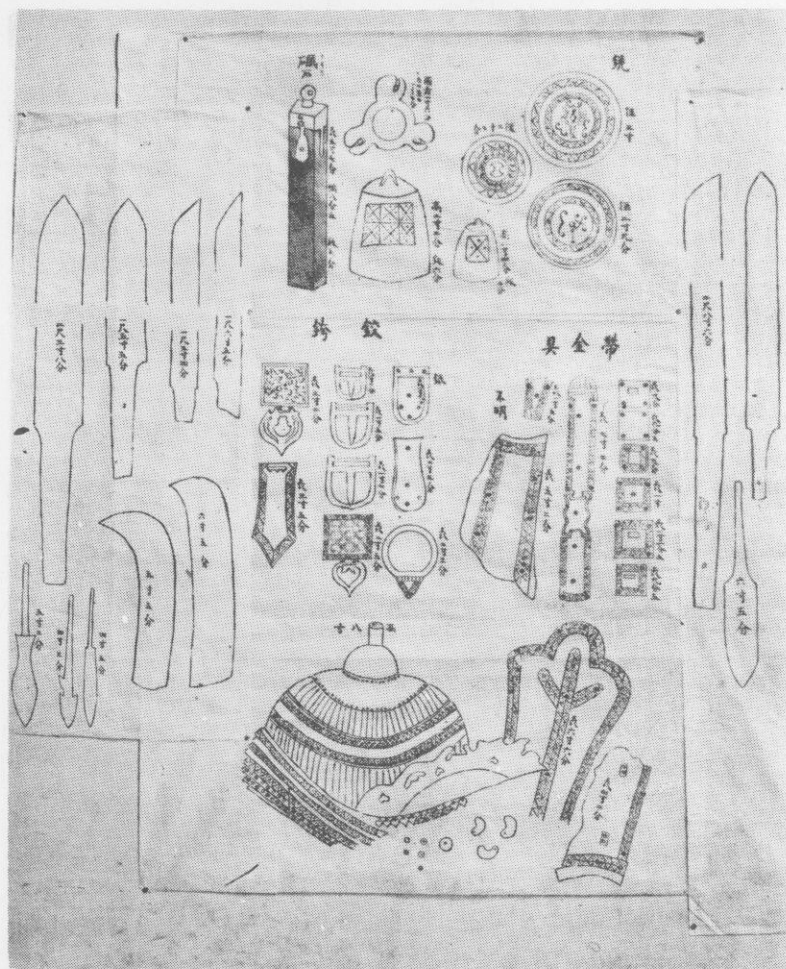
(第十二圖)



(第十三圖)

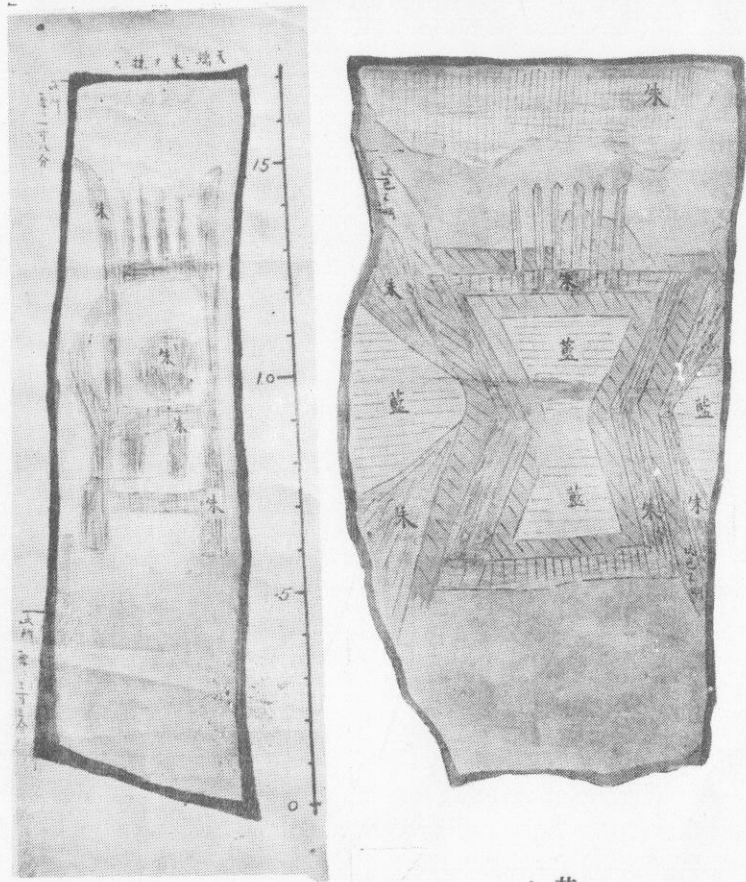


寫復品葬副墳古岡ノ日



(第十四圖)

圖飾裝內墳古永富

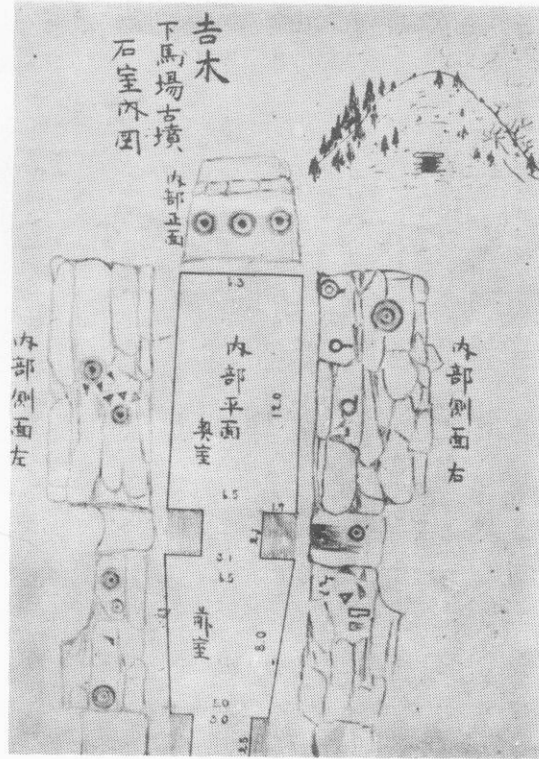


一ノ其

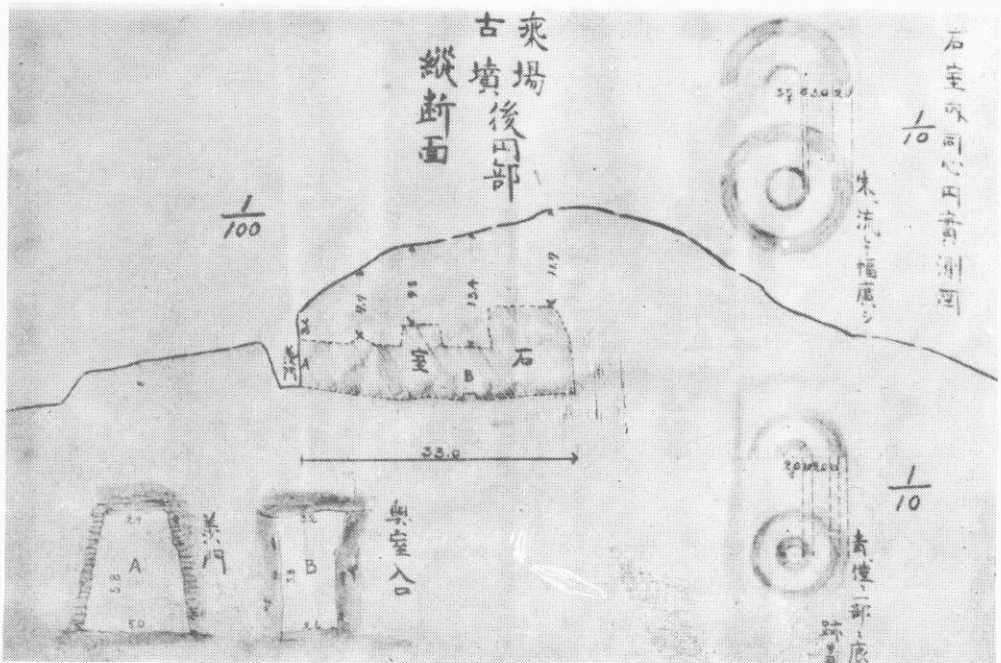
二ノ其

(第十五圖)

(第十七圖)

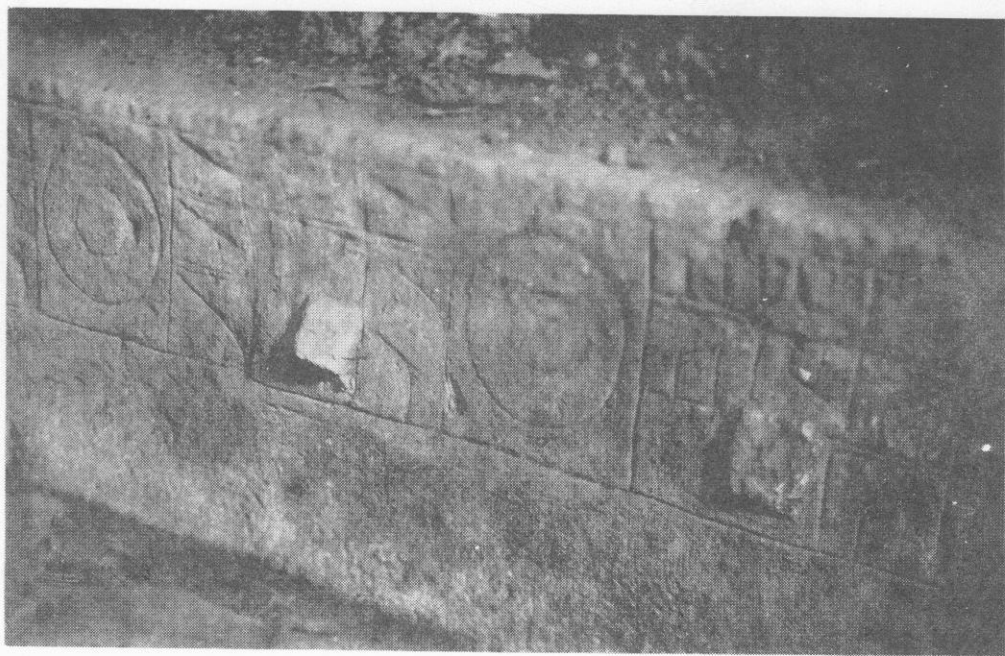


(第十六圖)



(第十八圖)

刻彫椰石ノ墳古寺輪日

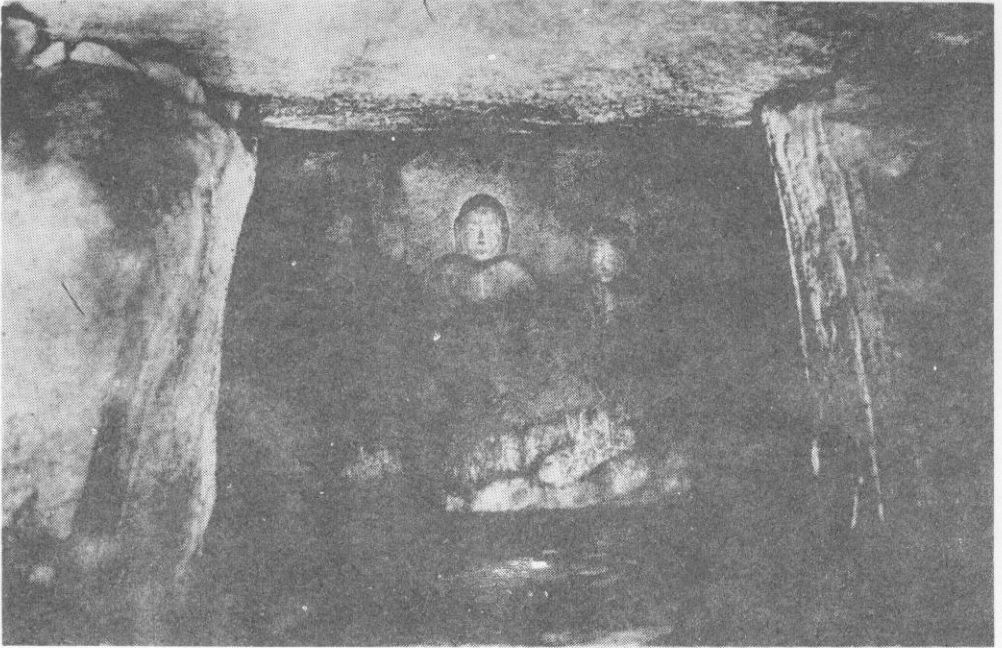


(第十九圖)

圖 棺 石 山 隈 丸

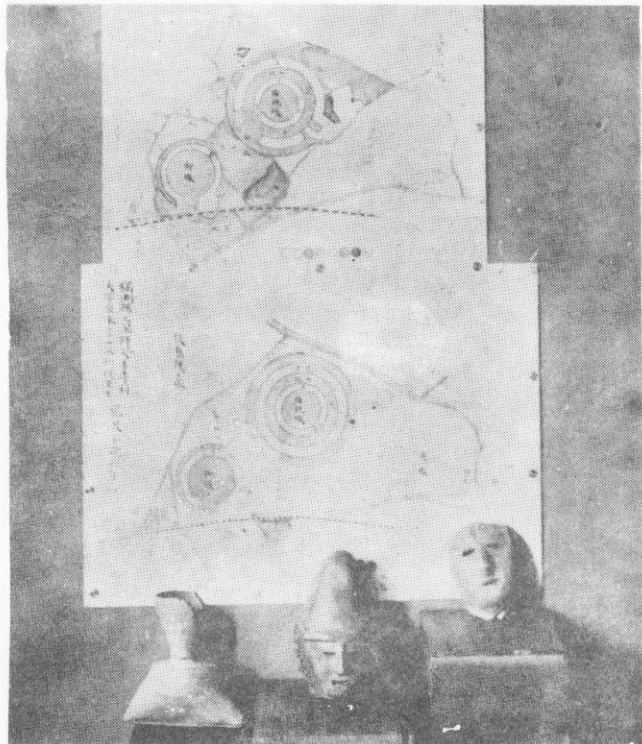


高宮古墳奥室ノ彫刻



(第二十圖)

御塚ミ權現塚



上ハ修繕前、下ハ修繕後

(第二十一圖)

出土ノ墳輪

大正十四年三月二十九日印刷
大正十四年三月三十一日發行

福 岡 縣

昭和四十二年五月三十一日覆版

福岡県文化財資料集刊行会

福岡市東光町二六五
電話 (六五) 六三二〇